

平成27年第4回京丹波町議会定例会（第3号）

平成27年12月11日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

3 番 森 田 幸 子 君

4 番 篠 塚 信太郎 君

5 番 山 田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君

8 番 原 田 寿賀美 君

9 番 山 崎 裕 二 君

10 番 村 山 良 夫 君

11 番 松 村 篤 郎 君

12 番 北 尾 潤 君

13 番 梅 原 好 範 君

14 番 鈴 木 利 明 君

15 番 岩 田 恵 一 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	寺尾豊爾君
副町	長	畠中源一君
参事		伴田邦雄君
参事		山田洋之君
総務課	長	中尾達也君
監理課	長	木南哲也君
企画政策課	長	久木寿一君
税務課	長	松山征義君
住民課	長	長澤誠君
保健福祉課	長	下伊豆かおり君
子育て支援課	長	津田知美君
医療政策課	長	藤田正則君
農林振興課	長	栗林英治君
商工観光課	長	山森英二君
土木建築課	長	十倉隆英君
水道課	長	山内和浩君
会計管理者		谷口誠君
瑞穂支所	長	川寫勇人君
和知支所	長	榎川諭君
教育	長	朝子照夫君
教育	次長	中尾裕之君

6 出席事務局職員（3名）

事務局	長	堂本光浩
書	記	西野菜保子
書	記	山口知哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは改めまして、皆さん、おはようございます。本日は御参集いただき、大変ご苦労さんさまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成27年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番議員・坂本美智代君、2番議員・東まさ子君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影、収録を許可したので報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い、順次発言を許可します。

最初に森田幸子君の発言を許可します。

森田君。

○3番（森田幸子君） 3番、公明党の森田幸子です。

改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより、平成27年定例会における私の一般質問を通告に従いまして行わせていただきます。

初めに、旧須知小学校の利活用などについて。この旧須知小学校は皆さんもご存じのとおり、昭和の初期にこの地方で初めて創立され、当時の地主の方が学校のためにと土地を寄進していただき、住民の熱い思いが込められたすばらしい立派な学校でした。

当然のことながら、廃校になり、大変老朽化が進んできております。そこで、この旧須知小学校の現在の利用状況をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

お答えをしてみたいです。

旧須知小学校の校舎につきましては、学童保育あるいは書庫、物品の保管場所として町が使用しております。

また、講堂とかグラウンドについては運動施設として貸し出しをしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） グラウンドとかにおいてはどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 運動施設として貸し出しをしております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 運動施設としても常にたくさんの方が利用されているのかどうか、その辺のことをお伺いいたしますのと、また遊具の使用なんですけど今はどうなっているのかお伺いいたしますのと、プールはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 旧須知小学校のグラウンドにつきましては、社会教育体育施設として利用させていただいておるところでございます。地元の少年ホッケー、丹波ホッケー、また地元消防の方、そしてゲートボールの方にご利用をいただいております。

大体月に平均的に、少ないときで3回、多いときには9回、10回程度利用いただいております。

またプールについては、使用は現在のところはしておりません。遊具についてでございますが、余り利用のほうはされてないと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、お答えいただきました遊具の件なんですけど、私見てきましたが大変さびて使えるような状況の遊具ではありませんので、もう一度点検していただきまして、危険でありますし使用禁止などの標識をつけてロープなり張るなり、そこら辺の管理をしていただきたいなと思っておりますので早急によりしく願います。

またプールのほうなんですけど、プールも使って、私聞くとところによると消防のほうの放水に使われるような感じもお聞きしたんですけど、その辺のところ、また今プールは使用禁止い

うこともちゃんとロープ張って皆さんにわかるような状態にさせていただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） もう一度きちっと点検なりさせていただきまして、対応させていただきたいと存じます。

以上とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 校舎の耐震調査は実施されているのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 耐震調査は実施しておりません。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今現在、学童教育などその校舎でされている方なんです、利用されている方の安全対策の考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 今、町長から答弁がありましたとおり、耐震調査については実施されてないところがございますが、今現在利用しておりますのは旧須知小学校を入ったところのスペースと講堂等を使用させていただいております。そこにつきましても、安全につきましてそれぞれ学童の中でこういう場合があれば対応できるように、今後ともきちっとしていきたいと考えております。

また、耐震につきましてもできておりませんので、その点についても今後十分将来にわたっての場所についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 次、今後の利活用についての考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状としましては、町が使用することが望ましいと考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 現在、利活用されていない教室を改修などして1部屋ごとに各区が担当し、その区にある文化的遺産などの展示をしてはどうかお伺いいたします。また、あいている部屋などは会議室として利用する考えはないかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状では考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 今、現状では考えていないということですが、このまましておいたら屋根が陥没してる状態で、上にシートが張られているとか大変な状況であります、このまま小学校の今後の見通し、このままでは大変と思いますがその点どのようにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本当に、太鼓をたたかはる人なんか雨が雨漏りしとんでっちゅうことで修理してくれはって使ってもらってるという現状は認識しております。しっかりと管理していきたいと、それ以上のことは今は考えてないということです。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 2番目の質問に参ります。

生活困窮者自立支援制度について。今年4月から生活困窮者自立支援制度がスタートしました。この制度は、これまでともすると制度のはざまに置かれてきた。したがって、本来であれば最も支援されるべき対象でありながら、支援の手が届いてこなかった人々に寄り添い型で包括的な支援を届ける制度であります。

全国では、約900の地方自治体において相談窓口が設置されております。

本町においては、府の事業としてあなたの暮らしと仕事の相談窓口として生活自立、就労相談の窓口が南丹保健所内に設置されています。制度を立ち上げたにもかかわらず、知られてないのではこの制度の求める成果を得ることは困難と考えます。

そこで、制度のきめ細やかな周知が大事となります。本町における制度の広報と周知の取り組みをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） これまでに行った制度の周知あるいは広報の取り組みですが、広報お知らせ版、ポスター、あるいはチラシの設置のほか、民生児童委員協議会の総会においても制度の説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） A市で発生した過去の事件を1件紹介、ちょっと長くなりますが紹介させていただきます。

女性40代のBさんは、中学生の娘と二人暮らし。県営住宅で暮らしていたがパート収入が減り、2年前から家賃が支払えなくなる。県はBさんに対して複数回にわたり、支払いの催促を行った。しかしながら、Bさんは家賃を支払うことができず、ついに県から立ち退き命令が下る。

県営住宅から撤退する当日Bさんは、県営住宅を退去すれば生きていけなくなると強く追い詰められ、娘を窒息死させてしまう。

県が発出した支払いの催促状には、事情がある場合は相談に応じると記されていたが、Bさんが県に家賃の相談をすることはなかった。Bさんは、過去に国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続をし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの、再び相談はなかったと。

この事例から見える課題として、Bさんは複数の課題を有しており、さまざまな制度を1人で積極的に調整することは容易でなかったとも推察されます。

またBさんは、既に複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至らなかった。各相談窓口で得られた情報が他の関係部署と共有されることはなかった。

この事件は、新聞紙上で生活困窮、なぜ救えなかったと大きく取り上げられました。利用でき得る制度やサービスは存在していたが、Bさんには必要な情報が届いていなかった。

この事件では、県と市との連携も重要であったと思います。

主管部局、または自立相談、支援機関においては相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については引き続きフォローを行うなど、本人主体による相談支援を実施することが求められると思います。

経済面や家族関係、精神的な問題など、さまざまな理由で生活に困窮する方たちは、地域から孤立し、みずから積極的にSOSを発することが容易ではないことが考えられます。

相談を待っているだけでは、支援することができません。住民税の滞納であるとか保育所、幼稚園の利用料の滞納など、気になる方への声かけ、もちろん本人の了解も要りますがアウトリーチを含めた相談体制や地域の関係機関や部署との連携体制の構築を強化し、早期発見、早期支援が必要と考えますが、今後のより積極的な取り組みについて町長の考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町長を6年間務めさせてもらって、やや錯覚してる職員があるなというときには指導しております。やさしくというか給付というか支援する、そういう担当課にあって財政がどうのこうのという発言を聞いたときにはそうじゃないんだと、君の仕事はや

っぱり支援とか給付をもっているいろいろお支えすることが仕事なんで、財政は財政の係に任せといたらよいかという指導をしております。

今後とも一層そういう悲惨なというか、悲しい事件が起きないように京丹波町では万全を期していきたいと。もちろん、京都府と密接に連携する部分が多いんですが、そのような行政運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） そこで、本町からの相談件数をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年度の相談受付世帯数ですが、10月末現在で10件と南丹保健所から聞いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ただいま10件とお伺いいたしましたが、この件数は行政として取り組んでいただいている目標というか、これでは少ないとか多いとか、この辺の感想はどうでしょうか。お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 10件の内訳ですが、4件が相談の結果、生活保護の申請に至りました。5件が相談継続中であり、1件は相談のみで終了したということでございます。

ちなみに昨年は3件だけでした。今年度が10件と増えてるという状況です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 成果はちょっと今聞かせていただきましたが、事業の取り組みの成果と、また今後の課題は何か、お考えかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） この事業につきましては、森田議員おっしゃっていただきますように主体としましては南丹保健所さんのほうにお世話になっておりますので、私どもとしましては、地域の方に確実にこの制度の情報が届くように関係各課と連携して、相談のあった際に必要と思われる方にはチラシをお渡しするとかいうような形で制度の周知に努めてまいりたいと思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 生活困窮の中でも、適切な支援さえあれば前に進むことができる方が

多くあると考えます。この制度が生かされるよう、困窮者に寄り添う支援体制を望みまして最後の質問にいきます。

安心・安全のまちづくりについて。1、町道塩田谷釜土線の塩田谷公民館前と塩田谷仲線は、塩田谷区にお住まいの皆さんが常に利用されております。高齢者の方が楽しみに集われ、行われているふれあいサロンなども公民館で開催され、高齢者の方が手押し車で歩いて参加されています。

この町道は、真ん中に段差があり、草が常に生えております。薄暗くなると、とても危険な道となります。高齢者の皆さんから、あの道を元気なうちのようにしてほしいのんやと以前から苦情をお聞きしていました。早期の改修が必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町道の塩田谷釜土線の塩田谷区公民館付近ですけれども、調査したんですが、一部において経年劣化等により損傷した部分も確認しました。また、来年度以降に修繕してまいりたいと考えております。

塩田谷仲線ですが、一部区間において狭小な部分がありますが、舗装や路肩等に修繕を要する箇所もなく、また周囲に整備された道路もございしますので、現在のところ、改修する計画はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） ただいま町長にお答えいただきました釜土線の塩田谷公民館前は、早急に来年度には取りかかっていただけの計画をよろしく願いいたしまして、次いきます。

西日本JRバス桜山駅は、児童生徒、地域住民の方など多くの皆さんが利用されております。地元の住民さんからも、あの駅には防犯カメラを設置すべきやとも聞いております。桜山駅周辺に防犯カメラを設置する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 駅については、西日本JRに今日のことも伝えて協議していきたいと思えます。

周辺については、町が検討していくということになると思えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 検討ということは、前向きに設置に向けての検討かお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい。周辺について検討をするということでもあります。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） 次いきます。

高齢者の方からこんなお話を聞きました。

定期的に胃カメラ検診を受けておられるそうで、近くの病院で受けていたが、その病院での胃カメラ検診がなくなったので京丹波町病院まで単車で行っている。いつまで単車に乗れるかわからへんし、と心配されておりました。

また、病院にマイクロバスを設置してもらえるように頼んでもらえへんかなど、多くの高齢者の皆さんが要望されております。国保京丹波町病院に送迎用のマイクロバスを導入する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、ございません。福祉の場合は有償送迎あります。また、町営バスをぜひご利用いただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○3番（森田幸子君） そのただいまお答えいただきました町営バスの利用ですが、町営バスの利用においてもなかなか待ち時間とかいろいろ大変なところがたくさんあるそうなんです。

また、高齢者の皆さんの要望を聞いていただき、町営バスの運行の利便性を考えていただきながら、また京丹波町病院にも送迎用の今は考えはないとお伺いいたしましたが、マイクロバスの導入に向けての検討をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 皆さん、改めましておはようございます。

公明党の篠塚信太郎でございます。

それでは、平成27年第4回定例会における私の一般質問を通告に従いまして行います。

1点目は街灯設置補助事業等について、第2点目は地域振興拠点施設（道の駅「京丹波味夢の里」）の運営管理等についてお伺いをいたします。

まず、1点目の街灯設置補助事業等についてお聞きをいたします。

町内行政区を自治会に設置されている街灯は、何棟設置されているのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 区、自治会の所有であるため、町では設置数について把握できておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 私も11日前に通告しておりますので、何基設置されているぐらいは調査をしてもらいたいということで、議長、調査を求めます。

○議長（野口久之君） 調査のほうをしていただいて、報告をいただきたいと思います。

篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、平成27年度末までに既存の蛍光灯などからLEDに取り替えられた、また取り替えられる街灯は累計で何基になるのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年4月からLEDへの更新をされた補助対象としたんですが、累計で421基更新されています。また、平成27年度分としては191基の更新が予定されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、現行の街灯設置補助金交付要綱では、補助率は設置費合計の2分の1で設置費合計の上限額は10万円ですが、平成32年度末までにLED化を希望する全ての街灯が補助事業でつけかえできるよう、設置費の上限額を引き上げるべきでないかお聞きをいたします。

なぜ5年後といいますと、11月27日の新聞報道によりますと、政府は電力量が少ないLED照明の利用促進するために蛍光灯や白熱電球の生産、輸入の規制を強化し、原則としてできなくする方針を示しました。

平成32年度以降は、全ての照明の供給をLEDにすることを目的とするものであります。この方針が実施に移されますと、平成32年度以降は既存の蛍光灯の交換ができないというようなことも予測をされます。

そして、実勢区の場合、街灯設置数は86基でありまして、老朽化によるLED交換数は4基で、82基が既存の蛍光灯であります。これを全て現行の町補助事業でLEDに交換するとすれば、1基の取り替え費用が約1万9,000円としますと約17年かかってしまうこととなります。5年以内に全てLED化を図るためには、57基を区単独で設置しなければ

ばならないということになります。ほかの区でも自治会でも同様な状況であるのではないかとこのように思います。

区、自治会の街灯を5年以内に全てLED化に向け、補助金交付要綱を改正する考えはないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この補助事業につきましては、予算の範囲内で実施することとしておりますが、平成24年度、予算50万円に対しまして平成27年度は補正後の額で160万円と増額としております。これは、申請される区が増えたことによるもので、申請いただいた区にはできるだけ支援できるように努めているところでございます。

町としましても、限られた財源の中でできるだけ多くの区に補助金を活用いただきたいと考えておりますので、区におきましても引き続き、計画的に整備を進めていただければありがたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 現行の補助要綱は改正しないということですが、先ほど申しましたように、5年後には既存の蛍光灯の生産や輸入が原則としてできなくなるという状況もあります。LEDに取り替えますと電気代が安くなることは当然でありまして、既存の蛍光灯は40ワットで1カ月の電気代が約292円ということになっておりまして、LEDで10ワット以下になりますと1カ月の電気代は157円ということになりまして、1基当たり月135円、年間1,620円の電気代が少なくなります。

また、既存の蛍光灯の耐用年数は約2年から3年ですが、LEDですと10年以上もつと言われておりますから、維持管理費も大幅に少なく済みます。

ここで茨城県東海村の先進事例を申し上げますと、経費削減を図るためにLED化をしたということで、村内の防犯灯約2,600基を全てLED照明に切り替えたということになります。

先ほど申しましたように、LED化は電気代などの経費削減とか二酸化炭素の排出量の削減が目的でありまして、購入に比べ初期投資が抑えられるリース契約を事業者と結び、交換工事のほか、点検・修繕などの維持管理も一括して委託したということで、リース契約ですね、ということでありまして、契約期間は10年ということで、契約終了後は村にLEDが無償で譲渡されるということで、このリース契約によりまして維持管理、電気代など年間約500万円が削減できるということでもありますので、こういう先進事例もありますので参考

にさせていただきます、できるだけ早くこの町内の街灯のLED化を検討していただくことを求めまして、次の質問に移ります。

次に、民家のない集落間は街灯が設置されてないところが数多くあります。例えば上野―蒲生間、富田―下山間、富田―豊田間、豊田―橋爪間などで、昨日の夕方5時頃以降、調べただけで、ちょっと回っただけでこんだけあります。中学生や高校生が雨の降る中、暗い中、自転車で下校をしておりました。

ちょっと古い話ですが、実勢―南丹市胡麻間約1,000メートルの府道は峠になっておりまして、12年前に須知高校へ通学する日吉町の女子生徒が下校途中、不審者に襲われるという事件が発生をいたしました。

須知高校から実勢区に防犯灯の設置要請がありまして、当時の実勢区長さんの英断で10基の防犯灯が設置された経緯があります。その後は、不審者が出没したという情報も聞いておりませんし、その設置によりまして効果が上がったというふうに考えられます。

このような事例もありますことから、中学生、高校生の通学路について事件や事故が起きるまでに安心・安全な通学路とするために行政区、自治会に設置を要請するか、また町で設置する考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 民家のない集落間は、街灯が設置されてないところもございまして、子どもたちの通学路の安全確保の観点からも対応が必要であるというふうに考えております。

設置に向けた取り組みや方法について、関係課や学校関係者とも連携を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 須知高校から豊田方面に約300メートル通学路は豊田区で街灯が設置をされておりますが、須知高校の校庭から木の枝が遮りまして通学路を照らしてない箇所がありまして、私は府民公募型整備事業で提案しまして、京都府教育委員会に枝を伐採してもらったケースとか、最近ですが自然公園のプール側に立派な街路灯が設置されてますがいつの間にか全て消灯されておりまして、先月、住民の方から中学生が暗やみの中下校しているが、なぜ誰も街灯が点いてないことに気がつかないのかと、事故や事件が起こってからでは遅いとお叱りを受けまして、すぐに蒲生野中学校から自然公園へ要請してもらい、先月末に点灯がされております。昨日も現場を見ますと、夕方明るく照らされました歩道を中学生が自転車で元気に下校をしておりました。

このように、街路灯が設置されていても球が切れていたり、設置されていても木の枝などが遮りまして通学路を照らしてない状況もありますので、まず通学路の街路灯点検を早急に実施されるべきではありませんか。

そして、須知高校への通学者を増やす対策としましても、須知高校への進学者を増やす対策としましても通学路の安全も重要な対策であると考えますので、須知高校、町部局と連携し、検討すべきではありませんか。再度、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 通学路の非常に暗い中、登下校するというのは非常に危険でもございますので、また学校とも十分連携し、また須知高校とも連携をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 第2点目は、地域振興拠点施設（道の駅「京丹波 味夢の里」）の運営管理等についてお聞きをいたします。

道の駅「京丹波 味夢の里」は、7月18日の縦貫道全線開通に伴いましてグランドオープン以来、多くの来場者でにぎわっております。大盛況で、売り上げも当初見込みより大幅に増えていると聞いております。

昨日も会議終了後4時頃に訪れますと、平日にもかかわらず観光バスが到着するたびに特産品売り場は大勢のお客さんであふれておりまして、楽しく買い物をされておりました。ここが本当に京丹波町かと思うほどのにぎわいでありました。全国の道の駅でも、これだけにぎわってるところは少ないのではないかなというふうに思っております。

ある出荷者さんの話では、つくって出したもんが何でも完売すると、夢のような場所だというようなこととか、また野菜を出荷されているおたくを4時頃に訪れると売り切れてまた出荷をするということで、その日、3回目の野菜の収穫に出かけられるところでありました。もう畑に行っても何もなし、すぐにも大きならへんしと言いながら出かけて畑に行かれました。このような話を聞きますと、地域振興拠点施設としての目的と役割を果たしていると感じているところであります。

さらに、その機能を生かした地域振興施設として運営管理が適切に行われるよう、11項目についてお聞きをいたします。

それでは第1点目ですが、開館時間は何時から何時までになっていますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設全体の開館時間は、平成27年9月1日現在ですけど午前6時から午後9時までということです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 地域振興拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則で定める開館時間と大幅に異なりますが、変更された理由は何なのかということと、変更された当初の定められた時間というのは、指定管理者と協議をして定められたのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、時間変更の理由でございますが2点ございます。

まず1点は、コンビニのコーナーがございまして、これにつきましては21時、夜の9時以降がお客さんの減少の一つのなる時間帯ということがございました。そのようなこともございましたので、効率的にマルシェのところをやるということで時間変更したということでございます。

もう一点は、7月18日のオープン以来、かなりのお客さんに来ていただいております。従業員の方がフル稼働ということでございまして、そうした従業員の健康面のことも少し配慮をしながら時間変更したという、この2点が大きな理由ということでございます。

それから協議でございますけれども、当然事業者のほうからそういう申し出がございまして、8月24日に時間変更の申請を町のほうにいただきまして、8月31日に町が承認をして9月1日から時間変更のスタートをしたという状況でございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、指定管理者のROOF GATE株式会社からサンダイコー株式会社に再委託している業務は何かお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） サンダイコー株式会社に運営業務全体の委託をROOF GATE株式会社からしているようです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 運営管理全体を再委託してるとこういうことではありますが、総務省による地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会による報告書によりますと、近年、再委託先を通じた個人情報の漏えいや再委託先による安全管理の不備から重大な事故が発生するケースが起きてると。しかも、発注者である地方公共団体が当該再委託先の事実を認識しなかった例も報告をされていると。

そのために、地方公共団体は再委託の際の手續遵守を委託先に徹底させるとともに、委託

先等による再委託先管理の強化、地方公共団体による再委託先のモニタリングなどを適正に実施する必要があると報告をしております。本町でも再委託先のモニタリングを実施すべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 当然、委託している先にいろんな調査とか、指定管理と同じように管理する必要があると思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 再委託先のサンダイコー株式会社が再々、また再委託をしてるという業務はございませんか。また、サンダイコー株式会社以外に再委託している業務はありませんか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） サンダイコーさんから再委託されてるものがございます。これは加工施設の一部でございまして、特に地元の女性グループで活動されてる方に関して再委託をしているところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） ちょっと答弁が。サンダイコー以外に再委託してる業務はないかいということで、答弁がありませんので私から申し上げますが、清掃管理で自然公園が委託受けてやっているとと思うんですが、それは再委託じゃないですか。

具体的に申しますと、近畿ビル管理株式会社、特別目的会社SPCの構成企業であります近畿ビル管理株式会社が再委託しておりませんか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 今、議員さんおっしゃるとおりでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それで、再委託されてるサンダイコー株式会社はまた再委託をしていると、加工業務を再委託してるということではありますが、この指定管理契約第15条の規定では、再々委託は定めていませんので、できないというふうに私は解するんですが、そのようなことはないんですかね。ですから、この再々委託した加工業につきましても町に協議があって町は承認をされたのか、その点をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、契約書の中ではおっしゃるとおり、15条に第三者への委託というのを定めております。これは町に事前に承諾を得るということになっております

ので、町に相談があつてということになっております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） しかし、ここでは指定管理者との契約でありますので、そこでそういう条項はありませんので私は再々委託はできないというふうに理解しておりますし、この再々委託になりますと管理責任が不明確になり、歯どめがかからなくなるというおそれもありますので、これはできるだけ再々委託は慎むべきだというように思いますので、今後はそのような方針でその業務の運営をしていただきたいというふうに思っております。

次に、平成27年7月12日から平成27年11月末現在の総売上金額及び平成27年度の総売上見込み額はどれぐらいになるのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実績については報告できるんですけど、見込みはちょっと私の立場でお答えできません。

平成27年7月12日から平成27年11月30日までの総売上金は、約8億2,000万円でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 大体4カ月で8億2,000万円ということで、すごい売り上げということになっておりますが、これ当初の予測と比較しまして概算で何倍ぐらいになりますかね、年間を通しますと。年間といいますか、月割りにしますと何倍ぐらいになりますかね。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 3倍ぐらいにはなってるのかなと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、事業者は施設使用料として年間固定額プラス売り上げの一部、変動額を支払うということで契約になっておりますが、本年7月12日から3カ月間の施設使用料は幾らか。また、売り上げの一部変動は何%で算定をされているのか、また今後変動はあるのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 固定は7月12日からの分で約1,400万円になると思います。変動は、売り上げの1%となっておりますので約600万円となります。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この施設使用料ですが、3カ月ごとに納付をするというようなことが入札時のこの仕様書で定められておりますが、これ納付されたのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 年度末ということですので、現在のところはまだということでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 施設の使用料のこの見直し協議であります、定期的にされるということになってると思うんですが、売上額が当初予測より大幅に増額となっております、増額分は施設使用料の増額と利用者サービスの向上に振り向けられるというふうになっておりまして、指定管理契約書別表4でこのように定めておりますが、この見直し協議のスケジュール等についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 定期的な見直し協議というのが、この別表4で定めております。当該年度の実績の交通量及び事業者の財務書類をもとに次年度の5月中旬に実施をするということですので、来年度の5月頃には何らかの方向を示さなければならないということになっております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） ちょっと元へ戻るんですが、先ほど使用料の納付の件ですが、年度末ということでしたが、確かに指定管理契約書でそうなってるかもしれませんが、地域振興拠点施設整備事業の維持管理及び運営業務に係る要求水準の中で、3カ月ごとに使用料は支払うというふうに定められているにもかかわらず、指定管理契約では年度末ということになってるのは、なぜそのようになった理由を教えてくださいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） その理由でございますけれども、その辺につきましては再度調査をいたしましてご報告させていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、農産物加工品の販売代行手数料は売り上げの15%以内、冷蔵品の販売代行手数料は売り上げの20%以内と定められておりまして、これを引き下げる考えはないかお聞きをいたします。

出荷者にとりましては、販売代行手数料15%及び20%は大きな負担であります。例えば、加工品で冷蔵庫を使用されてる方でしたら、4個出したらその1個は代行手数料は支払

わんなんということで、50個出していたら10個がこの販売代行手数料ということになってしまうというふうなこともありまして、この手数料を定かではありませんが商品に転化をしている出荷者もあるというふうに聞いております。このようなことが増えてきますと、商品は悪くて高いという風評が広まりましたら、味夢の里の売りに影響することになりますし、さらに丹波ブランドの信頼が落ちることになればこれは大変な問題、町全体の問題ということになります。

先ほどの売りの答弁で、当初予測より大幅に伸びているということでもありますので、販売代行手数料は引き下げることは可能だというふうに私は考えますので、早急に検討される考えはないかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この販売手数料というものは、管理会社と出荷者協議会で決めてはるんじゃないかと思うんです。私がこういうことに答弁する立場ではないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 出荷者と出荷者協議会で協議されてるということではありますが、これも先ほど申しました地域振興拠点施設整備事業の維持管理及び運營業務に係る要求水準ですね、入札時のいわゆる仕様書の中にこのことは明記されてるんです。そのときには、出荷者も出荷者協議会もなかったわけでありまして、これは町が定めてると私は理解しておりますのでその辺の見解を町長、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 出荷者協議会があったかなかったまでは承知してませんが、はっきりしてることは事業会社、こっちが指定管理してる運営会社とか事業会社と出荷者協議会で決められたことということについてはほぼ間違いないと思いますので、私からこの手数料について答弁する立場にないということです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 先ほど申しました入札時の維持管理及び運營業務に係る要求水準、もう一度町長、確認をしていただきたいと思います。

次に、特産物販売施設で取り扱われる商品は、主として本町の物産とすることと運營業務要求水準で定めておりますが、町内、町外出荷者数及びその割合はどうなってるのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 要求水準書のとおり、町内で生産されてる野菜、加工品につきましては可能な限り町内の産物が取り扱われ、それ以外についても府内産物の取り扱いに配慮して運営されております。

また、直売所、出荷者協議会の会員さんは11月末時点で224名、その内訳は町内174名、町外50名です。割合は、町内が78%で町外が22%となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 地域振興拠点施設整備事業の維持管理及び運營業務に係る要求水準第6節の1に、特産物販売施設で取り扱われる商品は、先ほど答弁ありましたように主として本町の産物とすることということで定めておりまして、またそれ以外の産物を取り扱う場合は、京都府内の産物とするよう、配慮することと定めております。

これ、答弁にあったところではありますが、町外の見てくれのよい商品を販売すれば、それは売上は増加しますが、本町の地域振興には何ら貢献しないわけでありまして。

そのことから、本町の産物の販売数量、売上額が増えるような経営、運営、運営方針にすべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 当然、町内の振興のために、そういう府内とか、そういう町外の商品を取り扱っているということになります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それで、京都府外の商品が出荷されているということはありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） コンビニエンス売り場がありますので、いろんなメーカーのものが入っているかというふうに思います。事実は知りませんが。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） コンビニエンスストアは除きまして、これは維持管理運營業務に係る要求水準、第6節1の規定に基づきまして、京都府外の商品は極力販売しないということにすべきではありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） コンビニエンス売り場以外はそうあるべきです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、農産物加工品の売り場面積は、町内出荷者より町外出荷者の面積が多いと、私は現場を見てきまして、こう受けとめたんですが、どのような基準で配分をされているのか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 運営者、出荷者協議会において、対応されているものでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 運営会社で割り当てをしているということではありますが、11月29日に私が特産品の冷蔵品売り場を見ましたところ、ある町内出荷者の売り場が約60センチ、隣の南丹市の出荷者の売り場が1メートル50センチで、約2.5倍ですね。奥行きは一緒ですから、2.5倍になります。

町内の出荷者が商品を並べるのに苦労されているというような、この現状があるわけでありまして、地域振興拠点施設とありますから、町内出荷者より町外出荷者の面積が多いというようなことであれば、何のためにこの施設を整備したのかということになりますし、施設を整備した本来の目的達成のためにも、町内出荷者に優先的に場所面積を割り当てるべきだというふうに私は思います。

12月1日に、再度売り場と面積の割り当てが変更されたというふうに聞いております。昨日、売り場を見てきましたところ、町内出荷者は場所が変わってまして、約1メートルに、1.5倍ぐらいに広がっているということでありましたが、南丹市の出荷者の売り場は変更されて、場所も変わってましたが1メートル50センチで変わらないということで、これ1.5倍の広さがありました。

やはりこれは町内出荷者に優先的に場所、面積を割り当てるべきではないか、再度、町長にお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことは当然のことです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、事業者は出荷者に対して、農産物の栽培管理、商品の品質管理を徹底すること、また、維持管理及び運營業務に係る要求水準、第6の4で定めていますが、農産物の栽培管理、商品の品質管理のチェックはできているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農産物の栽培管理ですが、出荷者に栽培履歴の提出をまず求めており

ます。

品質管理につきましては、出荷者協議会や事業者みずからの見回りにおいて、実施されております。また、研修会等を通じて、品質の管理の向上をも図っているということです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 特に農産物は品質管理が難しいということから、農家の栽培管理等について指導する専門家を配置する考えはないかということ、そして、やはり丹波野菜のブランド化を図るためにも、品質管理の徹底が最も重要であると考えますので、チェック体制を確立される考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうざくっとした話では、私はもう理解しにくいんですけど、先ほどからしていることも、やっぱり町内を振興するために、出荷者協議会の責任ある人が、よその力も、町長、借りんなんときがあるという表現に代表されるように、町内業者をいじめるといようなことは許しませんけれど、やっぱりよそのもんも入って、全体的に売上が伸びたら、町内業者も私は振興するというふうに、まず信じております。

今、ご提案になったことは伝えます。商工観光課を通して、運営者、あるいは出荷者協議会に対して。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 次に、特産物販売施設の商品がたびたび紛失しているというふうに聞きますが、紛失している理由の、原因の追及と、商品の管理及び防犯体制はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） たびたび紛失しているというような報告は受けてないんですけど、防犯カメラも設置しているようだし、バーコードのシールの貼りかえ、貼り間違い等についてもしっかりと自衛体制つくったほうがよいというような協議がなされております。

今後とも、そういう商品が紛失したというようなことが少なくなるように、出荷者協議会においても引き続き啓発していくというふうに報告を受けています。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 対策は実施しているということではありますが、それ以後も紛失したということも聞いておりますし、これは委託販売というシステムで、レジを通過した商品の

み出荷者に売上金として支払われるというシステムになっておりますので、紛失しても事業者は何ら損害はないということから、防犯体制が甘くなっているのではないかとということも私は思うわけでありますが、商品のこの管理責任は出荷者か事業者か、どちらにあるのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言わはったとおりで、やっぱり自分が出したもんを、出してない以上にお金を受ける、があったという話も聞いております。パチンコしてはる人がいっぱい入りましたと、似た話なので、余り適切な例えではないけれど、そのことがバーコードをしっかりと貼ってもらったほうがよいんじゃないかと、少しずつ上手にならはると思いますけど、私もよう知らんねけど、とにかく前の人のを知らんと何枚か貼ったりして、後で気づいてとかというような事実は過去に聞いたことがありますので、後の万引き等については、やっぱり自己責任になると思いますよ、それは。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 紛失しているという原因が万引きということであれば、公共施設で犯罪が見過ごされているということにもなりますし、これは放置できない事象でありますから、この事業者は防犯体制を徹底されることを求めまして、次の質問に移ります。

次に、各施設のそれぞれの利用回数、有料分ですね。及び、利用料金合計額について、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 施設利用回数、ミーティングルーム52回、上屋2回、広場2回、利用料金合計額32万7,800円です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 聞くところによりますと、正面玄関軒下を1日1万7,000円で貸し出し、また府道から入った右側駐車場は10月28日、29日の2日間、JAグループが農機具の大展示会をした、開催したアグリドーム京都の会場として貸し出しをされているようではありますが、利用料金を徴収したことはありますか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 料金のほうは徴収をされていると思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） この味夢の里正面玄関軒下、それからウェルカミングゲート下、府道から入った右側駐車場は、条例で貸し出すことができない施設ではありませんか。これを

貸し出しているということは、条例違反でありまして、施設使用件数と、これらの施設使用件数と利用料金額の合計額は幾らになりますか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まず、条例には各施設の使用料金としてミーティングルーム、それから交流広場、上屋というのを定めております。

今、お尋ねのそれ以外の部分につきましては、当初の町の考えからいたしますと、特産物の販売、それから今現在レストランのフードコートとかありますけれども、いわゆる営業スペース的な意味合いということで定めておりまして、それに基づきまして事業者から全てのところではありませんけれど、一部分を活用するというふうな形で進めてきたところであります。

したがって、そのスペースにつきましては、条例で定めておりますミーティングルームとか、一般の方々がいつでも自由にご利用いただくという、そういう意味合いのものではありませんので、特定の方がいわゆる営業スペースということになっておりまして、いわゆる自主運営事業的なことになるとは思いますけれども、になっておりまして、条例の中では料金は定めていないという解釈をしているところであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） それはそういう考え方もあると思いますが、これはやはり条例に定められていないところを貸し出すということは、これはどうですかね、町への協議も多分なかったと思いますし、これは貸し出したらあかんとこを貸してるわけですから、出展者から徴収した使用料は当然返金すべきということで考えておりますが、その取り扱いをどうされますか。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 今も、先ほども申しましたように、その軒下の分につきましては、いわゆるその営業的スペースというような位置づけをさせておりますので、そういう部分では一定の料金が発生するという、商業スペースで今いただいている方と同じような考え方のもとにしておりますので、それを返還するという事はないというふうに考えているところであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 条例で貸し出すことを定めていないこの施設につきましては、事業者は勝手にこれは貸し出さんように、これは協議をすべきだというふうに思いますし、条例を遵守した運営管理が行われるよう求めまして、次の質問に移ります。

次に、施設敷地の不等沈下は続いているのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 建物の沈下ですけど、測量を継続しております。不等沈下対策工事後の比較では、7月8日時点が平均26ミリやったんですけど、その後、月2回簡易計測しておりますが、構造的に影響を及ぼすような不等沈下は確認されておられません。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 今後の推移の予測はどうなってますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 測量を実施して状況把握に努めていきたいということです。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） そして何センチ以上になれば修復工事が必要なのか、お聞きをします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 自然沈下、全体に沈下する分には何センチということはないんですが、やっぱり構造的にその差、不等沈下の差が数字が3センチを超えると、構造的に問題があるということでございますので、継続的に観測のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。10時半まで。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、ただいまから平成27年第4回定例議会におきまして、通告書に従い、次の4点について町長並びに教育長にお尋ねをしたいと思います。

まず1点目には、まちづくりについて、お尋ねをいたします。

一つに、国において、加速する人口減少や少子高齢化に対応すべき創生戦略を策定され、

本町においても、今後町が目指すべき方向性を示す基本とする京丹波町人口ビジョン（案）及び京丹波町創生戦略（案）が議会に報告はされました。

その際、住民に幅広く意見を聞くパブリックコメントを実施するとのことでしたが、提出者は何人おられたのか、また、その中での意見の要望等の内容はどんなことがあったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町の人口ビジョン（案）及び創生戦略（案）につきましては、平成27年9月4日から10月2日までの約1カ月間、ホームページ、ケーブルテレビの告知放送、文字放送等で周知を行い、意見募集を実施しました。

その結果、1件提案型のご意見をいただきました。その内容につきましては、京丹波町総合計画審議会に報告しまして、意見の取り扱いについて協議いただき、反映させるべきものについて修正いたしました。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 総合計画審議会に協議をされるということではありますが、その意見の内容というのは具体的にはどういったことが意見やら要望で挙げられたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほども町長の答弁にございましたように、1人、1件提案がございました。

その中で、三つあったわけですが、まず、放置竹林、竹ですね、竹林の活用ということ、それから、マツタケ人工栽培の研究開発、それから、自給自足の生活、昔ながらの農村生活を体験できるような家の整備といえますか、そこを都市住民が利用していただく、体験していただくような取り組みという3点をいただきました。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 二つには、本町も平成7年以降人口減少が続いているのが現状であり、こうした人口の減少に歯どめをかけるため、出生数の増加及び転入促進、転出抑制対策が重要とされております。

京丹波町人口ビジョン（案）では、本町が目指すべき将来の戦略人口は2040年には1万人程度、2060年には8,100人程度の人口を目指しております。

また、人口減少の抑制に取り組む中の一つに、子育て支援の強化や、若者定住促進などの対策に取り組むことで、合計特殊出生率を2030年に1.8、2040年には2.07まで引き上げるとしております。

ちなみに全国で京都府はワースト2であります。京丹波町は2010年には1.40、2015年、今年は1.22と報告されておりました。

そこで、町長にお尋ねをしたいと思います。合計特殊出生率を上昇すべき対策として、子育てするなら京丹波町で看板等を立てるなど、町内外に子育て宣言をアピールしてはどうでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町内外にアピールしたらよいと思います。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、町長がおっしゃいました、京丹波町においても、たくさんの子育て支援もされておりますので、そのことのアピール、どんどんしていく、その手だてとして、やはり一つはこの京丹波町に入ったら、そういった大きな目立つところに看板等を立てる考えはないか、お伺いしたいのと、例といたしましては、この子育てアピールの宣言をした岡山県の奈義町、これは何か岡山県の北東部で鳥取県との境に、県境に位置する小さな、6,000人ほどの人口なんですけれども、ここではやはり26年度の出生率が2.81となったと、その効果はどうやったかというのを検証されております。笠木町長は、人口6,000人維持するための施策として、効果が高かったのは子育て支援の拡充や、若者向けへの住宅整備が基盤となったのではないかとおっしゃっておられます。そこでもやはり同じように医療費の無料化、高校までです。また、通学費の無料、そして、若者にどんどん来てもらうための住宅を提供する。そういったこともされております。そういったことももちろんあるかと思いますが、この京丹波町においても、ほかに、ほかの自治体とは違う子育て支援の充実も求められると同時に、まず、本町の住民が、ここにおいて、ここに住んでよかった、住みやすいといった幸福度をいかに高めるかが求められるのではないのでしょうか。

子育てに、教育にお金がかかると、よくお母さん方からも私お聞きいたします。そこで、次の二つの事業を実施する考えはないのかお伺いしたいと思います。

まず、保護者にとって、子どもたちの成長は大変うれしいものでありますが、入学時には出費が重なることから、家計への負担は大きく大変であります。

そこで、入学祝金として、小・中学校への入学時に、本町限定とした商品券を発行する考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現時点ではありませんので、よろしくをお願いします。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 先ほどの質問で、子育てのアピールの看板というのをちょっともう一度答弁を求めましたので、その考えがないかというのを、合わせてちょっとご答弁をいただきたいと思います。

今、商品券の考えはないということでありました。この2016年、来年ですけど、平成28年度に入学する児童・生徒、小学校で92人であります。中学校で118人であります。

商品券を発行すれば、親御さんに幾らかの商品券を発行したとしても、何に使われるかなという部分もちょっとありますので、私は必ず必要とする、例えば体操服の支給、現物支給。入学するときに、小学生の場合は上下で3,290円、それプラス消費税であります。それで、中学校の場合は、これも半袖の上下で5,300円です。中学校の場合は、それにさらにジャージの上下、これは8,010円ですか、になっておりますが、この大変入学時にはそれ以外にたくさんの学用品とか、そしてまたランドセル、そういったものも必要なわけがありますので、やはりこの子育て支援の大きな目玉としても、この入学の祝金と、こういった現物支給ということも考えてはどうかと思います。

計算いたしましたら、この小学生に半袖の体操服、92人であれば30万2,680円です。中学生の場合、ジャージまではというのであれば、この半袖の体操服5,300円を計算しましたら62万5,400円で、合計92万8,080円となるわけであります。

このことを考えましても、100万円十分あればできるということになりますので、その点もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃ、看板の問題は担当課に答弁させたいと思います。

現時点では、ご提案の入学祝金支給制度を導入する考えはございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今では考えがないということではありますが、やはり少子化対策として、今の子どもたち、本当に親の教育費というものは大変大きく家計の中で占めておりますので、ぜひ前向きに考えていただきたいことを申し上げます。

二つ目には、遠距離通学による児童・生徒のバス代の保護者負担をなくす考えがないか、教育長にお伺いしたいと思います。

このことは以前にも2回ほど、私、一般質問で取り上げてまいりました。京丹波町立小学校及び中学校の遠距離通学の一部負担に関する徴収要綱に基づいて徴収しているという答弁でありましたが、この小学校は特に統合をしました。そのことによって、やはりこの統合というのは、やはり行政が主導を行って統合したというのが大きくあります。やはり周辺部の地域に住んでいる子どもたちにとっては、大変朝早くからバスに乗って、30分以上ゆられて、そして学校に着くという、これまでは歩いていける範囲内でおった児童にとっては大変負担であります。また、保護者さんにとってもこのバス代、月500円ではありますが、保護者にとっては遠いというだけで500円負担ということは、やはり私としては、前も言いました、不公平やないかなと考えます。義務教育のことでもありますので、ぜひこのこと、保護者にバス代の負担を求めるべきではないと考えますが、教育長に伺います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 小・中学校の通学バスにつきましては、児童・生徒の安全な登下校の確保のために、遠距離通学等の児童・生徒がバスを利用しておりました、利用に係ります負担につきましては、先ほど議員からもございましたように、京丹波町立小学校及び中学校の遠距離通学費一部負担金に関する徴収要綱に基づきまして、月、小学校が500円、中学校が月1,000円の一部負担をいただいているところでございます。

通学バス負担金の無償化につきましては、バス利用に係ります一部負担という観点から、引き続きご理解をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 保護者にとっては軽減策として500円にしているということではありますが、やはり公平から考えても、なかなかこう地元、近くで歩いて行く者と、やはりバスを使うてお金払っていく者ということから考えましても、やはり公平とは言えないんじゃないかなと、私は思います。

京丹後市とか亀岡の東別院、また南丹市も統合されますが、やはり負担なしということにされておられます。京丹波町においても、このこともずっと合併するときに協議されたと思います。合併して10年経ちました。やはり、するべき、こうあるべきことは、やはりこうした保護者の声もあることですから、見直しをするということも必要ではないかと思いますが、そういったことの見直しの考えはないのか、お伺いしたいと思います。

またそれと、前回、平成25年度のお聞きいたしました、この保護者の負担がどのぐらい要るんですかと言いましたら、小・中合わせて、約年間308万円、保護者が負担し

ているんですと。今年度、平成27年度、児童の生徒数を、平成25年度から比べましたら、60人ほど減少しております。私の試算で言うたら270万円、小・中合わせて270万円前後になるんじゃないかなと思います。今年度の児童・生徒の保護者の負担というのはどのぐらいになっているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 見直しの考えはないかということでございます。近隣の市町も無償というところが多くあることは承知しておりますけれども、実際、町のこの通学バスに係ります支出につきましては、約13%を保護者のほうに負担をしていただいているという、一部負担という観点でもございます。今後、引き続きご理解をいただきたいというのが今の考えでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾教育次長。

○教育次長（中尾裕之君） 2点目の、保護者にどのぐらい負担をお願いしているかという額でございますが、平成26年度の決算で小学校で263人ありまして、131万3,000円、中学校で166名ありまして、159万7,000円、合計291万円と決算額となっております。

現在、平成27年度につきましては、12月7日現在で、小学校231名、中学校126名というところで、予算額では295万6,000円計上させていただいているところでございますが、議員仰せのとおり、270万円か280万円程度ぐらいになるものと、最終的には考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 町長にちょっとお伺いしたいと思います。子育て支援ということで、今、私、二つ提案をさせていただきました。体操服の現物支給、そしてバス代の無料、これ合わせましたら、大体360万円から370万円あればできることであります。これは以前にも言いました、町長が決断すればできることでありますので、この360万円から70万円という子育て支援にかける、それ以上にほかのこともあるんですけども、やはり町財政に占める割合としては厳しいものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

やはり、将来を担う子どもたちへの投資をするということは、大変この人口を増やすものにもなることでありますし、よそからもこういったこと、子育て支援をアピールすることによって移住する方もあります。先ほどの奈義町もそうであります。よそからこういった子育て

て支援が大変手厚いということで、よそから移住されて、若者が、そしてまた3人目を生もうかなという方も声もありました。そういった点からして、この360万円から70万円、来年度の、来年度というか、今現在でかかるのは。そういったこのお金の面で、割合としては、町財政に大変厳しく割合としてはかかるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 厳しいか、厳しいないかとかいうのは私も非常に判断しにくいんですけど、入学祝金と通学に係る一部負担金について、現状では見直す考えはないということです。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは2点目に、介護保険制度についてお尋ねをいたします。

一つに、介護保険法の改悪で2017年、平成29年度以降、要支援の1と2の方が受けていた通所介護と訪問介護が介護保険から外されまして、市町村が責任を負う新総合事業として自治体に移行をされます。

しかし、民間事業所やボランティアにより実施されてきたサービスが提供できないなどといった自治体からの声もあがっているとお聞きいたしますが、本町での状況は、今の時点でどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 新しい総合事業が目指すべき方向性としましては、専門職による介護サービスが、それを必要とする、より重度な方に適切に提供されるように、今後地域の助け合いや支え合いの基盤のもと、継続性のある効果的な介護予防の取り組みと高齢者の日常生活における多様なニーズに対応する生活支援体制を構築することが求められているというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま町長が答弁いただきました。この答弁は以前も同じようにいただきました。それがきちっと本当にこの制度が移行されるまでに、この本町で実現できるかどうかということがやはり求められております。

今現在こういった介護度、要支援1、2の方がサービスを受けておられますが、この方々は今後どうなるのか、引き続きサービスは受けられるのか、それとももう移行されたらもうそこで介護保険から外されるというのか、その点、お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことではなく、これらの内容を中心にして、高齢者が住みな

れた地域で安心して自立した生活を営めるように、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合的、効果的な取り組みを検討・協議する場としまして、今年8月に京丹波町地域包括ケア推進委員会を設けました。この委員会ですが、介護保険事業所に加え、地域振興会、あるいは商工会、農協、シルバー人材センターなどにも参画をいただいて、高齢者の暮らしを支える仕組みづくりに向けて、地域における課題の共通認識を深めているところであります。

新総合事業への移行に関しましては、町内事業者との調整を図らんなんということで、図りながら取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 先ほどから町長の答弁で、町全体で支援体制を、支援体制づくりを検討して進めていきたいということであります。私が今先ほどお伺いしたのは、今、現在、要支援1、2の方がサービスを受けておりますね。それが保険を使うて、介護保険を。これが外されるわけなんで、今後こういった方が、やはりこの制度にのっとったら、これまでは介護保険で1割でできたものが、やはり町のほうのそっちのほうに移行するのかどうか、ちょっとそのことをお伺いしたんですけど。もしあれでしたら、課長。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 新しい総合事業への移行に関しましては、現在、予防の訪問介護、通所介護を受けておられる方は、現行相当の訪問介護、通所介護のサービスということで、変わらないサービスを受けていただくことができます。

ただその保険給付ではなくて、地域支援事業の予算の枠組みでそれを計上させていただくということでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 二つには、政府は介護離職ゼロの実現を掲げて、2020年、平成32年までに新たに50万人以上の介護の受け皿づくりを進めるとしております。

しかしこの間、施設から在宅へとして、介護報酬の引き下げを行うなど、改悪を進めてきた路線から、大きく方向転換をすることは、本当に混乱を招くだけでなく、一貫性がないと、介護現場からの指摘もあります。

今、介護の現場では、長時間による重労働で、その割には賃金が安いとして、慢性的な人手不足となっており、介護崩壊が問題となっております。

介護離職ゼロを目指して施設を増やすとしておりますが、介護労働者がいなければ、介護を利用したくても行き場所がないということが起こっていきます。

そこで、町長にお伺いいたします。本町における施設や事業所の介護職員の現状はどうか、十分に足りているのか、それとも人手不足とお聞きしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 人手不足、人員不足は聞いています。ところで、町内の介護サービス事業所ですが、人材確保がそういうことで課題であります。介護職は大変ながらも魅力ある素晴らしい職業であり、そのことをもっと発信する必要があるとのご意見もあります。あるいは就労現場においても、学び続けられる人材育成の体制整備が必要であるなどの意見を伺っております。

今後とも関係事業所はもとより、京都府とも連携をとりながら、人材確保策について検討してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 国では4月から職員1人当たり平均1万2,000円上がるように手当をしているとしておりますが、施設によれば職員でも事務職員などもありまして、加算の条件も厳しく、給与の改善にまでは至らないのが現実であり、国と現場との隔りがあるのが実態であります。

町長も今答弁をいただきました。町内の事業所との実態も把握して、声を聞いておられるということでありました。

隣の綾部市では、人手不足の解消にと、介護の養成校を出た新卒者などが市内の介護施設など、事業所で働く場合、家賃の一部を2年間補助し、さらに今年度から養成校の修学資金として、2年間で最大120万円の貸し付け、市内で3年間働けば返済は免除とすると、そういった独自に進められ、人材確保に努めておられるそうです。

10年後には、2025年ですね、には、800万人の介護が必要とされておられます。町長もいつも私が質問させていただいたら、もちろん声を挙げているということは重々承知、私もいたしておりますが、現在置かれている介護の実態を、全国の知事会長でもあります山田知事との連携を密にして、介護報酬の大幅な引き上げや、利用者の負担軽減を求めるべきと考えますが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう介護する人たち、いわゆる人材確保ということになっていいますが、こういうことについては、京都府にも要望しているところです。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ぜひ要望とともに実態を言っていただいて、今の介護現場のもう本当に崩壊寸前やということも現場の、テレビ等も見ておりましたら、こないだNHKをちょっと見ておりました。やはり、公的な施設は一定年金で入れます。しかしそのわり、満杯やと、入れないと。ほんで、ほんなら有料施設といえ、やはり年金では入れない、大体25万円ほど要るということで、今本当に起こっているのが無届けハウスと、無届け施設ですね。工場を利用したり、そして民家、その空き家を利用した、そこに高齢者の方を預けるといったことが、これは行政には届ける必要がないので、行政としては届かないんですね。

近い、最近で言うたら名古屋のほうでスプリンクラーがなくて、火事によって老人の方が亡くなったというのが最近耳にします。そういったことも、今起こっているんです。起こっているということは、もう預けなければならないし、そうかといって預ける場所がないということで、ある息子さんはもう仕方がないんやと、みてもらわなあかんから、もう黙って目をつぶって、自分の懐と見合わせたら、そういうとこしかないんですよということを現実に今すごくあるそうなんです。

この京丹波町においては、そういうことはないとは思っているんですけども、実際そういった今の介護の現場はそういうことですので、ぜひやはり国に対して、介護報酬を大幅に引き上げること、ぜひ大きな声を挙げていただきたいということを求めておきます。

3点目には、原発再稼働について、お尋ねをいたします。

去る11月26日、町主催で高浜発電所にかかわる住民説明会が、和知ふれあいセンターで行われました。説明会では、経済産業省、そして原子力規制庁、内閣府、関電の担当者が、その場で配付をされた資料を示して、原発の必要性や新規制基準に基づく安全性の説明がありました。

しかし、細かい数字やグラフ、そして専門用語がびっしりと羅列されておまして、一方的な説明を聞いて、なかなか理解しにくかったのではないかと思います。

そこで町長にお尋ねをしたいと思います。住民の方から避難への不安や農産物への放射能汚染への影響、またその保障、そういった何点かが質問をされておりました。担当者からは具体的な対応の答弁ではなく、再稼働を早い時期に進めたいとの思いが強調される説明であったかのように感じましたが、町長のお考えを、説明会を聞く中で、町長のお考えをお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町、11月26日に京都府と共催で開催しました高浜発電所に

係る京丹波町民説明会でも申し上げたんですが、私は今までから原発の再稼働、原発自体のあり方については、何よりも町民の皆様の安全と安心の上にあるべきだと考えております。

福島第1原発の事故を踏まえたさまざまな知見あるいは国際的な基準などに照らし、見直された新しい規制基準がいかなるものか、その基準に基づく原子力発電所の安全対策は、どこまで保障されるのか、あるいは国の明確な責任、こういったことについて、町民の皆様にもできるだけわかりやすく丁寧に説明していただくよう、京都府を通じて国に求めてきたところであります。各機関からそうした意図に基づいて説明されたと思っております。

そして、例え安全性が強調された説明であったとしても、町民の皆様が安心と感じ、その安全性に対する理解が深まったかどうかということについて、説明会の開催の目的であると考えているところであります。

確かに要望出ました。大方は持ち帰って、後で答弁する、お答えするということでしたので、また届くかと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 町長いつも町民の安心・安全がまず上、その上に立ってということでありましたが、9日に全国の現職、元職の市町村長らでつくる脱・原発を目指す首長会議というので、再稼働への反対を表明するよう、京都府と滋賀県に要請書を提出されたと、新聞等に載っておりました。

今日の新聞にも、宮津の井上市長も、やはり再稼働には反対やと、はっきりと表明をされておりました。町長もいつでも自分としては、やはり反対なんやという思いを持っておられます。やはりそのことは住民にとって、やはり大きな力強いことやと思うんで、ぜひやはり自治体として、態度をきちっと示すべきではないかと考えますが、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回の高浜発電所ですけれど、このことにかかわっての地域協議会は既に設立して、共同で行動してますので、現時点ではその協議会でいろいろ求めるべきは求めるという姿勢で行きたいと思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） その説明会のときに、町長も冒頭の挨拶で、地域協議会の中で、町民の安心・安全のために協議をされていくんやということであります。最終的にはやはり町として、町の代表でありますので、町長の決断がものを言いますので、ぜひそういった町長

の思いをはっきりと示していただきたいと思います。

4点目であります。交通安全対策について、お尋ねをしたいと思います。

6月議会の一般質問でもさせていただきました。上豊田保育所下のスクールバスのバス停の危険性、これを指摘いたしました。早々対策をするべきやないかと求めましたら、町長も危険性は十分認識しているということで、地元との協議でなかなか折り合いがつかないといったような答弁であったかと私は思うんですけど、その後この協議というのは、地元との協議というのは進展があったのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この件は地元の役員さんと対策を検討協議した結果、上豊田保育所ののぼり坂付近の農業用倉庫敷地を利用して、スクールバス待機場として整備する方向でまとめられました。現在、通学バス待機所整備工事の設計業務に取りかかっているところであります。

また、道路管理者の京都府と協議した結果、現在の場所における緊急的な安全対策としましては、府民公募型整備事業により、歩道にポストコーンを設置する旨の通知があったところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 大変地元の方の協力もいただきまして、前に進んだということで、事業化されるということ、大変うれしく思います。

いつ頃これは、事業的にはいつ頃完成、完成というんですか、完成するのか、それと同時にポストコーンというのは、今の時点でそのポストコーンをするということなののでしょうか。お伺いします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 町長から答弁がありました待機場につきましては、工事請負費の予算を来年度に担当課としては予算要求、来年度予算に要求をしたいと、今考えているところでございます。

それから、ポストコーンでございますが、今現在バスの乗降場所となっている上豊田保育所へののぼり坂、両側ありますが、その間というふうに聞いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 来年度の予算要求にということですが、やはりもう来年は新

入生も入るということでありますし、やはり3月補正か、もっと早くはできないものなのかどうか、やっぱり緊急性を要しますので、ましてこれから雪が降って、物すごく雪が降ったときに自動車、乗用車が行くとき物すごいはねるんですよ。そやから子どもたち本当にかわいそうなんです。私も現場を見たんですけれども。そういったことからしても、せめて来年度の予算と言わずに、もっと前倒しができないのかどうか、その辺を要求したいのと、それと、ポストコーンというのは今の待避、今待っているところにするということなのか、その点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） どの工事でもそうだと思うんですけれども、計画があって、そして設計をして、もちろん予算を措置して設計をして、また予算を措置して工事していくという順序がありますので、そのこと、そのような手順で今進めていることをご理解いただきたいと思います。

ポストコーンにつきましては、先ほど申しましたとおり、現在の場所でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 手順ということがあるということは、もちろん重々知っております。子どもたちのことでありますので、来年度予算早急に実施をしていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、12月議会におきます私の一般質問を行います。

まず最初に総合戦略について、質問をいたします。

12月議会の行政報告では、国において策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、京丹波町創生戦略を策定したと報告がありました。

基本理念を日本のふるさと、自給自足的循環社会・京丹波とし、地域創生をなし遂げるために森林、食、子育て力、地元力などの財産や強みを最大限生かしていくために、個々の力を循環・連携することで、地域の安心や豊かさをつくり出して、日本のふるさとを目指すとしております。

ところで、安倍内閣が進めている経済対策の効果は、株高や円安の恩恵を受けるグローバル企業や高所得者層など、一部のところにとどまっています。東京圏を中心とした大都市部における経済効果が見られる一方で、大部分の地域は依然として厳しい状況が続いております。

す。地域経済への波及が見られません。

このような事態に危機感をいただいた安倍政権は、地方創生を政策の柱として掲げ、地域経済の活性化を直接的に講じようとしています。東京への一極集中をストップさせるためとして、地方創生が進めているのが人口20万人の拠点都市を核に、そこから1時間圏の人口30万から50万人程度の連携都市圏をつくる、もう一つは中山間地域における小さな拠点をつくることであります。これらを人口流出をせきとめるダムにする構想であります。

こうした手法は過去にも行われてまいりましたが、その結果は拠点施設は潤いましたが、周辺から人口を吸収する効果しか持たなかったことが証明済みであります。

また、平成の大合併が周辺部での大幅な人口減少をもたらしたことを反省せずに、人口のダム機能論に基づいて、地方中枢拠点都市圏構想を推進することは、さらなる人口減少をもたらすという過ちを繰り返すこととなります。

今必要なのは、こうしたアベノミクス地方版をそのまま当てはめるのではなく、住民を主人公にした地域づくり、地域経済の振興を図ることです。

そこで、本町の創生戦略について伺います。

総合計画では、若い世代の就労・結婚・子育て支援などの快適な生活環境の整備を掲げ、政策として移住希望者への支援などを定めておりますが、基本的には安定的に働く場所が必要であります。厚生労働省の調査では、全労働者のうち、非正規雇用労働者の占める割合が4割になったと示しておりますが、正規雇用創出のための施策が必要と考えますが、いかがお考えですか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご承知だと思いますが、11月13日に京丹波町産業ネットワークを設立いたしました。このネットワークは町内企業を初め、京都府南丹広域振興局や公益財団法人京都産業21、あるいは京丹波町商工会、町内の金融機関、高校や大学など各関係機関の皆さんと連携して、京丹波町の産業活性化及び雇用創出を図り、地域への人材定着を目的としたプラットフォーム組織として、町内の製造業企業を中心に22社の加入をいただいて設立したところであります。具体的には産業支援機関や大学等の研究機関、あるいは専門家と連携して、町内の企業の新事業創出や事業拡大を支援し、雇用の場の創出を図っていきたくと考えているところであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 産業ネットワークを設立して、町内にある企業の活性化を支援をして

いくということでありました。そのもとでやはりそういうことの重要な課題の一つとして正規雇用のそういう職員を確保していくという、そういう立場が大事だと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

また、本町における保育士、看護師、町営バスの職員さんなど非正規の正規職員への任用する努力、役場職員は地元の最大の雇用の場でもあります。財政を理由にした人員削減をしないことなど、そうした対策、基本的な考えも大変重要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今の派遣というスタイルのその自由な雇用環境がいいのかどうかはわかりませんが、私はやっぱりこういう中山間地では特に少なくとももう60%以上正規であるべきやというふうに思っています。自由に仕事したい人のそうした思いとか、考え方を否定するものではないですけれども、できるだけ私は正規職員、終身雇用的な雇用を望んでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そうした中で大学とかいろんなところと連携をしながらということでもありますが、須高生であります、地元で働いてもらうということが大変大事ななことだと思っております。そうした須高生の正規職員としての地元雇用枠というのをやはり地元の企業さんのほうでもきっちり確保するという考えを持っていただくことが大切なのではないかなと思っておりますが、そういう点については、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そんなに頻繁に地元企業さんと話をしているわけではないんですが、過去にもこの場で議会で話をさせてもらったとおり、各企業ともできたら地元から採用したいという強い思いをお持ちだということは感じました。多分そうだと思います。地元のほうが何かと企業もいろんな場面でプラスになるということでそういうことを望んでくださっているといるんですが、役場でもできるだけできたら須知高校の生徒さんにたくさん応募してもらって、そしてほかにも林業大学校もあるんですけれども、そういういろんな学校から目指してもらって、そういう京丹波町役場でありたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、順番がちょっと前後しますがケーブルテレビの加入分担

金について伺います。

本町では、ケーブルテレビに加入するのに8万円の分担金となっております。テレビを視聴するにはケーブルテレビに加入をしなければ見ることができません。この総合戦略の計画を立てるのに、住民や中高生にアンケートをとられておりますけれども、その中に住みやすさについての項目がありましたけれども、京丹波町のサービスを魅力と感じて転入したという回答は少ないとありました。住みやすいまちにすることが最優先だと思います。8万円の高い分担金を1万円に軽減すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ケーブルテレビの加入分担金は確かに8万円ですが、5年以上利用するなどの要件を満たしていただいた場合、7万円を上限として助成する、いわゆる京丹波町ケーブルテレビ加入促進助成金交付要綱を制定しております。この制度では、京丹波町への定住を促進することを目的として実施しているものでありまして、助成した場合は、実質1万円の加入分担金となります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） しかしながら、転入・転出という若い人たちの社会的なそういう移動があるわけでありますが、若い人たちが転入、あるいはまた新たに地元で家を持つときに、やはり8万円というのは高い負担になっておりますので、5年の要件を満たせばということでもありますけれども、この際にやはり見直しをしていくべきではないかと、住みやすさ、幸福度を高めるべきではないかと思いますが、見直しのお考えはないか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的に想定されるのが、若いお医者さんが1年か2年仕事をしたいとかというような話がこれからも起きてくることを期待しているんですけども。あるいはさっきの介護の話なんかもできたらそういう介護施設をつくるときにちゃんと宿泊、普通難しいんですよ、流通業でもまた別のところから金を借りなあかんとか、難しいことを知っているんですけども、そうして宿泊施設等についてもこれからは完備できるようにしたらよいのになと思う。そういう話と同時に、今言うてくれはったことに対応できるような、職場を変わっていかはる、そういう人もあるわけで、そういう人のことまでは想定してへんなこれ、いろんなことで検討はしたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） やむを得ない事情で、そういうふうな短期間で移動しなくてはならない人も生まれて、それは町の意向にかかわることもあるかも知れませんが、やはり住みやすいまちに変えていくべきだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから地域総がかりで育む子育てからひとづくりにかかわる課題として、須知高校について伺いいたします。

須知高校は、京丹波町の文化とまちづくりの拠点としてなくてはならない学校であります。今、地方創生の中で人口が減少していくことを想定し、公共施設を統廃合によって管理していくとする計画も示されているところでございます。地域に密着した高校としてもっとも魅力を引き出し、中学生の子どもたちが地元の高校に目を向けてくれるような、また地域の大人たちももっともっと関心を持って地域一丸となって地元の高校を振興していくためにプロジェクトが必要ではないかと思っております。それと同時に、そういう統廃合の計画も国によって、地域創生によって示されているところでありますけれども、須知高校はどうか、2点あわせてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何と申しましても本町ただ一つの高等教育機関であります京都府立須知高等学校は、従来から食の祭典の取り組みなど、まちづくり施策としてさまざまな分野で連携を進めております。創生戦略においても、地元学生定着プランを推進することとしておりますし、これまでの須知高校との連携事業も引き続き実施していくことによりまして、より一層須知高校の魅力を高めるといえるのか、応援していきたいと、そんな思いであることを申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、京丹波町における須知高校のあり方懇話会というのが、この9月に設置されまして、来年の3月31日まで実施がされるということをホームページにありましたが、須知高校の今後のあり方、あるいはまた活性化対策について、意見を述べるとしておりますが、これは本町が独自に懇話会を立ち上げたのか、それとも府の意向を受けて設置されたものなのか、伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） この懇話会につきましては、今町長からありましたように、須知高校の魅力を一層引き出す、また今後の展望をどのようにして開いていったらいいのかということをお有識者の方々と考えるべき時期に来たということで、町独自で設置したものでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 町独自で設置したということではありますが、一方、京都府のほうでは府の地方創生の立場からいろいろと高校の再編とかいうことも検討がされているようにお聞きをしております。こうしたことは、やはり現場の教職員の皆さんや生徒や地域の声をしっかり聞いて慎重に検討すべきでありますので、そういうことがあるのであれば、議会にもお知らせいただきたいと思います。申し述べておきます。

それから次に、地域産業の振興についてお伺いをいたします。

計画の中のバイオマス産業都市の推進の具体的な内容についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、豊かな木質資源を初め、あらゆるバイオマスの活用を目指した構想づくりに取り組んでおります。本町の将来のバイオマス利用のあり方を示す羅針盤になるものと考えております。来年度は、バイオマス産業都市に応募し、国の選定を目指します。このバイオマス産業都市への応募に向け、11月に設置した京丹波町バイオマス産業都市構想策定委員会を中心に、関係機関と連携を図りながらバイオマス産業都市構想の策定を進めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そこで策定計画であります。木質バイオマスの賦存量、これを年間1,100トンとしておりますし、また家畜排せつ物バイオマス賦存量、これについては年間11万7,000トンということになっております。特にこの木質バイオマスの1,100トンというのは、これは毎年それだけ使っていくということになると思いますが、これを広げるということは、これは京丹波町全体でこれが限度なのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今現在、バイオマス産業都市構想の作成に入っているところですが、利用可能な数量として1,100トンということで今ありましたけれども、それにつきましては、今後またそれ以上に利用できるかどうかということも含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 2年ほど前からですか、森林調査ということで予算を組んでされておりましたが、この調査というのは、どういうところに生かすための調査だったのでしょうか、

お聞きをします。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在、事業を実施しております森林資源の調査のシステム業務でございますけれども、これについては、森林整備の関係、またこの賦存量が幾らあるのかという部分もシステムによって木1本1本の部分がはっきりわかるシステムとなっております。現在まだ作成業務途中でございますので、今後システムが完了した後は、間伐材の利用、また広葉樹の利用という部分もそのシステムが活用できるのではないかなというように思っておりますし、それとあわせまして、町内の森林整備を今それぞれの地域で立てていただいております経営計画等あるわけではございますけれども、あわせてうまく森林整備に活用ができるということで思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 経営計画を立てて、その間伐などで整備をしていこうというふうなことだと私は余り専門的ではありませんので、わかりませんが、日吉なんかは積極的に森林組合が取り組みをされているということではありますが、この木質バイオマスの賦存量ですが、これはやはり計画的にしなくては、必要以上に伐採をいたしますと、森林の保存のためによくないということもありますので、計画的なことが必要だと思っております。一応今の段階ではこれ以上は広げることは難しい、ほかでもできるということなのか、賦存量ということは最大限というふうな意味だというふうに思っておりますが、また委員会で聞かせていただきます。

次に、地域で仕事の間、所得の間をつくっているのが中小企業や農家であります。京都府内では99.8%の企業が中小企業であり、77.7%の雇用は中小企業が担っております。先ほどもありました産業ネットワークをつくって地域の町内の中小企業を支援していくというふうなそういうようなこともお聞きいたしました。そのためにも地域産業、地元業者の育成支援のためにもやはり住民や事業者、そして関係機関それぞれが知恵を出し合って、役割を果たし、地域の活性化、資源を循環させていくという、そういう経済対策が大切だと思います。そのためにも、よその町でも行っておりますような中小企業振興基本条例を制定すべきではないかと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後の本町における地域経済の振興及び雇用創出において町内の中小企業や小規模事業者の活性化は大変重要なものであると認識をまずしております。町内の産

業の活性化や雇用創出には、企業誘致などいわゆる外から呼んでくる施策も重要であります
が、それ以上に内側から起こす産業活性化が重要であるというふうに認識しまして、こうし
た町内中小企業を活性化し、地域経済を持続可能なものにしていくためにも、そうした理念
や自治体行政の姿勢を定めた中小企業振興基本条例の制定は、意義があるものと認識してお
ります。今後こうした条例制定の動向を注視しつつ、現時点においては、まずは発足した産
業ネットワークの取り組みを通じて町内企業の新事業創出や事業拡大など内発型の地域産業
振興や雇用創出に力を注ぎ、そうした機運の醸成や環境づくりに努めていきたいと考えてお
ります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、鳥インフルエンザ農場跡地について伺います。

今議会の一般会計補正予算において、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業で、鶏舎取
り壊し後のコンクリート撤去と整地経費として、4,100万円が予算化をされました。新
聞報道では、時代劇の撮影所に転用する方針を決めたとの報道がありましたが、どのような
計画なのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 撤去等の補正をお願いしました。それでもともと森林公園に整備しよ
うと思っているので、その中で映画会社から撮影場所として跡地、この場所を利用させても
らえんかという相談を受けているところです。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そうすれば、農場跡地に全てではなく、一部を使うということなのか、
お聞きをいたします。

それから残っている鶏舎、それから倉庫でありますとか、建物は全て皆取り壊しをされる
のか、お聞きをいたします。

以上です。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまお聞きをしておりますのは、前年度鶏舎を解体をい
たしました部分、約2ヘクタールぐらいあるわけではございますけれども、そこの平地の場
を映画のロケとして活用をしたいというようなお声を伺っているところでございます。

もう1点のご質問でございますけれども、今残っている鶏舎、それから堆肥舎でございま

すけれども、それについても計画的に今後解体のほうを進めてまいりたいというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 解体は来年度に全て完了する予定なのか、お聞きをしますと同時に、その一部を映画撮影に活用するということではありますが、残っている部分については、維持管理などどういうふうにするか、その映画の撮影所の場所も含めて、維持管理というのは全て皆町が行っていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 残りの鶏舎の解体部分でございますけれども、計画では、今現在考えておりますのは、平成28年度の当初で予算計上をお願いしたいというように思っておるところでございます。また、現在残っている解体後の場所でございますけれども、順次緑化工事等計画的に進める予定としておりまして、また維持管理等については、地元の皆さんとも協議をしながらうまく運営ができるような形で調整を図っていきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 地元の方のご意見が重要でありますので、協議をしていただくべきだと思いますが、なかなか維持管理というのは大変だと思いますので、基本的には町が責任を持ってやるべきではないかなというふうに指摘をしておきたいと思います。

次に、京都縦貫自動車道に係る問題についてお伺いします。

7月18日に京都縦貫自動車道が全線開通をいたしました。開通してすぐに騒音被害の苦情が寄せられたところでもあります。8月31日には議会にもとの静かな住環境に少しでも戻れるようにと防音壁の設置を求める陳情書が2通提出されました。一般質問でも取り上げられ、その際、町長は通行車両の騒音対策について、議会と一緒に進めたいとの答弁をされました。そこで、その後の経過についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 騒音問題ですけれども、平成27年11月5日に産業建設常任委員会の委員各位に現場で状況を確認いただいたところです。騒音対策につきましては、国が定める環境基準に従い、対策を講じるものであり、騒音測定の結果が基準値以下であったため、対策は難しい状況です。なお、速度抑制の注意喚起や交通取り締まりの強化等、ソフト面で

の対策も有効であると考えられることから関係機関と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） ちょっとソフト面というのが聞き取りにくかったので、再度お伺いをいたします。

国の基準以下で難しいという町長の答弁でありましたけれども、9月議会の答弁では、もうそういうことではなしに、やはりそれまでのその住環境と大きく変化しているので、ぜひとも議会と一緒に取り組みたいというふうな、そういう熱い答弁でありましたけれども、もうこの防音壁については、これ以上求めていかないのか、お伺いをしておきたいと思います。

ソフト面についてももう一度お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ソフトということは、速度の抑制の注意喚起とか、交通取り締まりとかいうことをソフトという表現をしました。

住民、町民の皆さんに寄り添って、このことの問題を解決したいという思いは今も変わらず持っておるんですが、国が定める環境基準内、騒音測定の結果、そういうことが出ている、その時点でもうわかっておったんですけれども。そういうことになると、どちらか申しますと、やっぱり政治的な話になると思うんですね。そういう意味で適当な議員さんもいらっしゃるし、国土交通省関係なのでね。議員さんと一緒にしたいという意味を議会と一緒に、議会に陳情書ですか、要望書が出ておったさかいに、そういう話をさせてもらいました。住民に寄り添って、そういう問題解決に私も一緒に頑張らせてもらいますということについては、一向変わっておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 基準以下であっても防音壁が設置されているところはないかなというふうに思いますので、引き続き住民の皆さんの立場に立って、しっかりと働きかけていくべきだというふうに思っております。指摘をしておきます。

次に、町道須知市森桃根線は国道9号の取り合い部分が現道のまま残されており、狭隘であります。また、町道須知本町橋線の側溝は、須知川まで一部未整備のまま残されておりますが、これらの事業は最後まで整備してこそ意味があるのではないかと思います。なぜこういう状況になっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波インターに隣接します、町道市須知市森桃根線の未整備区間につきましては、地元要望もいただいておりますので、縦貫道の関連工事と合わせまして整備を実施していく計画であります。

また、町道の須知本町橋線については、須知川までの側溝の未整備区間については、検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） せっかくインター周辺がきちんと整備されておりますので、一日も早い早期の実現を目指していただきたいと思います。

次に、暮らしの制度についてお伺いをいたします。

1点目、就学援助費についてお伺いをいたします。就学援助費は、義務教育は無償とした憲法26条などに基づいて、小中学生が安心して勉学に励めるように学用品などを補助する制度であります。誰でも申請でき、適用基準に該当すれば利用できる制度であります。

6月議会で、国が支給項目としているクラブ活動費を就学援助費の対象にすべきと求めたところ、今後研究をしたいということでありました。国も必要としている支給項目であり、検討はいただいたのかお伺いいたします。

また、就学援助の認定について、教育委員会が示している資格要件に、就学援助費の認定は教育委員会が示している資格要件に該当するかどうか判断基準であり、6月議会で言いましたように民生委員の助言は必要ないと考えますが、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 就学援助制度は、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒に対しまして、学習に必要な費用の一部を援助する制度であり、本町の就学援助費は国の示す就学制度の支援項目を基本として実施しているところでございます。

ところで、クラブ活動費は、国の支給品目にも含まれていることから、教育委員会において独自に京都府内全域の市町村を対象に、支給項目等についてアンケート調査をし、また、定例教育委員会においても議論をいただいたところです。

こうした経過から、クラブ活動費についても支給項目に入れる方向で検討をしております。

また、就学援助の申請に当たりまして、民生委員さんの確認についてであります。民生委員、児童委員としてご活躍をいただいていることから、担当地域内の該当の子どもさんも把握をしていただき支援をいただくことも期待をしているところでございますので、これま

でどおり民生委員さんのご意見も頂戴していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 支給項目については対象にするということで、本当に喜ばしいことだと思います。

それから、民生委員さんの助言であります。2005年度から就学援助の認定に際して、全国の自治体で広く行われておりました民生委員からの助言を求める必要がなくなったということでもあります。これは、就学援助法施行令から民生委員の助言を求めることができるという文言が削除されたためであります。

法的根拠がなくなったのでありますので、これはやめるべきではないかと思っております。府下でも残っているのは、南丹市と本町だけあります。人権の立場からもやはりこういうことはなくしたほうがいいのではないかと思っておりますので、引き続きご検討をいただきますようお願いをいたします。

それから2点目であります。生活困窮自立支援制度が制定をされまして、今年4月から施行をされました。同制度を利用して、高齢者福祉、子ども、年金、保険、納税、下水道、住宅など各担当課と連携をとり、総合体制がとれる生活相談窓口を設置できないかについて見解をお聞きいたします。

ただ、この制度は実施主体が市及び福祉事務所を設置する町村であり、本町単独ではできないのかも合わせてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 生活困窮者自立支援事業ですが、京都府南丹保健所が本町にお住まいの方を対象に、「くらしとしごとの相談窓口」として事業を展開されております。

本町は、住民に最も身近な基礎自治体として生活困窮者を早期に発見し、円滑な支援につなげていくことが求められているところであります。

現在各関係課とも総合連携し、生活困窮者の早期発見、そして制度の啓発に努めているところであります。相談窓口については、専門的な知識を要することと、個人情報保護の観点から町保健福祉課を通じて、京都府南丹保健所の相談員につながるよう一元化をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今町長が少し触れられましたけれども、しかしながら、この制度は南丹市のそういう福祉事務所ではなくて、本来ならば今町長がおっしゃられたように、直接対象者の生活領域にある自治体が行ってこそ意義があると考えます。

よく決算では、滞納が問題になってまいります。滞納は税金だけではなく、他の公共料金にもあることが多く、病気や失業、多重債務などが原因であることもあります。生活困窮の課題の解決のために生活相談窓口を設置をして、例えば税金の滞納で相談に来られた方に、その他の公共料金などの状況もお聞きをし、それぞれの課の担当者にも必要であれば同席をしてもらい、各分野のそうした減免などの制度、あるいは、また制度の申請の仕方など、一緒に相談することなど消費生活相談窓口というのが今現在あるかと思いますが、そうしたところとも連携をして取り組むことができないのか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆保健福祉課長。

○保健福祉課長（下伊豆かおり君） 今、東委員さんおっしゃっていただきましたように、本庁内の関係する担当課、例えば、保育料の関係ですとか水道料の関係、税をはじめまして関係する課にはこの制度の周知を図らせていただいで、それぞれの窓口でチラシのご案内もできるようにさせていただいております。

ご本人さんの状況によって、その関係する課が連絡を取り合いながら、またさらにこのくらしとしごとの相談窓口へつながらせていただくような体制で取り組んでいるところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 本来ならば、庁舎内でそうした取り組みができれば一番よいと思っております。

滞納を取り立てるだけで、生活困窮から抜け出せるわけではなく、親身に相談に乗ることで生活困窮から抜け出すことができれば、しっかり働いて納税ができる、そういうことにつながってまいります。引き続き本庁の中でそういう総合体制で相談できることを求めておきたいと思っております。

最後に、マイナンバー制度についてお伺いをいたします。

日本国内に住民登録している人全員に12桁の番号をつけ、個人情報国が一元的に管理をするマイナンバー制度が施行され、10月末から住民に番号を通知する通知カードの郵送が始まりました。

配達間違いなどの事故が相次ぐ一方、住民が希望していないのに自治体がマイナンバーを住民票に記載したりするなどのミスも起きております。厳重管理が必要な個人のプライバシー

一を扱う仕組みなのに、始まった途端トラブル続きでは国民の不安は募るばかりであります。

通知カードは、国の外郭団体の地方公共団体情報システム機構 J-LIS から郵便局に持ち込まれ、各家庭に配達が行われております。そして、来年 1 月から税、社会保障、災害対策に限定をして、マイナンバーの記入が求められます。

配達は、簡易書留なので、本人や家族が不在の場合は一定期間、郵便局に保管され、住民が受け取りに行かなければ役場に返送されます。日本郵便によると、配達したが転居や不在で受け取れなかったところが 694 万通、未配達も合わせると 1,347 万通が 12 月 1 日現在届いていないとしております。

京都は 92.2% と報道されており、府下で 17.8% 以上の家庭に届いておりません。役場に返送された通知カードを町民に渡すために、町は普通郵便で再度来庁依頼を行い、役場で手渡すとしております。

そこで、マイナンバーが届いていない町民の現状はどうなのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町内は、11 月 22 日から 6,398 通の通知カードが順次配達されております。留守宅等もあったものの 11 月 28 日に、配達が完了したと園部郵便局から報告を受けました。

11 月 30 日現在で、153 通が返戻されておりますが、うち受け取り拒否は 2 件あります。既に配達完了している他団体の状況や今回の通知が転送不要の簡易書留であることから判断して、全体の約 1 割は返戻されると見込んでおります。

また、返戻された通知書は、返戻された 3 カ月間保管した後破棄するため、できるだけ早く役場に受け取りに来ていただくため、案内通知を普通郵便により順次発送する予定としております。

以上です。

○議長（野口久之君） ちょっとお諮りします。

12 時を多少回るかもわかりませんので、このまま継続してまいりたいと思っておりますがいかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ありがとうございます。このまま続けてまいりたいと思っております。

東君。

○2 番（東まさ子君） 153 通返戻されて、拒否が 2 件ということで 151 通役場へ来てもらわなくてはならないということですが、この方たちが全て来られるかどうかは不明

であります。取りに来ない町民に対して、町はどのようにするのか、全ての町民に渡すためにどういう手立てを取るのかお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） ただいま町長のほうからも答弁がありましたように、そういった方々に対しまして、案内通知を普通郵便により順次発送して取りに来ていただくことを促すというものでありまして、現在のところそれ以上の手立ては考えておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、中小企業への影響についてお聞きをいたします。

事業主は、従業員、その家族、支払い先からも個人番号を聞く義務があります。また、厳格な番号管理を要求されます。

こうした中小企業の実態について、町はどのように把握をしているのか、ちゃんと体制がとれているのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成28年1月から、源泉徴収票や健康保険、あるいは厚生年金、雇用保険など書類の作成時にマイナンバーの記載が必要となります。そのため、全従業員からマイナンバーを取得してもらって、特定個人情報を取り扱う上での社内ルールを明確化し、特定個人情報が外部に漏れないようにするための安全管理措置などに取り組んでいただくことが必要となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 業者の皆さんからのいろんな苦情とか大変な負担だとかそういう声は聞いていないのか、合わせてお聞きしますとともに、来年1月からの番号記入について伺います。

本町は、障害者福祉や国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの社会保障の届出、地方税の届出や申告などマイナンバーの記入を求めることとなります。

ところが、マイナンバーの通知を受けていない人、記入を拒否する町民があるかもしれません。マイナンバーの記入をしなくても届出書、申告書などは受け付けを受理することになるのか。窓口でマイナンバーの記入を拒否する住民に対して、記入を強要したり不利益な扱いをしたりすることはないのか、お伺いをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 中小企業からの話は、今特段聞いておりません。各種届出書類にしまして、マイナンバーの記載が法律で義務づけられてはおりますが、マイナンバーの記載がないことを理由に書類の受け付けを拒否するというようなことはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 合わせてお聞きしたいのでありますが、障害のある方や要介護者がマイナンバーを記入する際、補助する介護者にマイナンバーが漏えいすることが危惧されます。

また、補助者も大変気苦労がありますが、そうした場合の秘密保護対策というか、そういうものはできているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまのご質問でございますけれども、当然補助をされる方も必要な場合もございますし、そういった方に情報が漏れてしまうというような可能性もございます。

記載をいただく際には、当然職員の立ち会いのもとで行うということにしておりますので、そういったところでそういう漏えいがありますとか、そういうものが出てこないように職員ともども対応をしていきたいということで、確認等も行っているところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） マイナンバー制度は、第一に100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であります。

第二に、意図的に情報を盗みとる、盗み得る人間がいます。

また、3つ目に一度漏えいした情報は、流通、売買され、取り返しがつかないようになります。

4つ目に、情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなるという4つのリスク、危険性が指摘されております。

12月1日、マイナンバー制度について、弁護士や住民等156人が憲法に保障するプライバシー権を侵害するとして、国を相手にマイナンバーの利用停止や削除などを求める訴訟を起こしました。

マイナンバー制度の運用については、問題点や不安が完全に取り除かれておりません。私たちがマイナンバー制度を中止したとしても、住民生活には何の支障もありません。中止を申し出ることを求めて、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、山田均君の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいまから、平成27年第4回京丹波町定例会における日本共産党山田均の一般質問を行います。

今、フランスの同時多発テロが発生してから、日本国内でも同様の大規模テロが発生し兼ねない、ある世論調査で8割が回答しているように、テロはいつどこで発生してもおかしくないと感じています。

過激派組織ISは、日本を標的として名指しをしています。テロ対策の強化自体は必要なことですが、対処法に過ぎません。なぜテロの危険が迫っているのか。根本を考えない限り取り締まりの強化で国民の権利が圧迫されるだけです。

日本がISの標的になっているのは、米国などの空爆を支持しているからです。空爆で多くの民間人を巻き添えにして、テロの動機となる憎悪を拡大しています。

安保法制に基づき空爆支援に参加をすれば、テロの誘発になり兼ねません。安保法制廃止がテロ防止にもつながることが明らかです。

また、今自公政権が2017年4月から消費税10%への引き上げに合わせ、食料品などへの軽減税率導入を協議をしています。食料品などの値段が下がる保証はないこと、どこで線引きされようとも結果は対象品目を大量に販売する企業の納税額が減収するため、特定企業の補助金になるということです。

さらに、来年の税制改正要綱では、史上最大の利益を上げている大企業に、国際競争力に打ち勝つためとして法人税の大幅な引き下げを行おうとしております。景気回復というのであれば、消費税の引き上げを中止すること、そして、消費税率の引き下げ、廃止をすることです。今、住民の目線で、住民の暮らしを支える政治が求められています。

こうした立場から、次の3点についてお尋ねをいたします。

第一点目に、農業振興対策についてお尋ねをいたします。

TPP大筋合意は、国会での承認批准がされてから調印となります。大筋合意の内容は、国会決議で聖域とした重要5品目での関税撤廃などが含まれており、国会決議違反であることは明らかです。

大筋合意の内容は、重要5品目以外の大部分の農林産品についてもかつてない大幅な関税の撤廃引き下げを約束するなど、農林水産業に深刻な打撃を与える大幅な譲歩を行っています。

さらに、上程案では関税撤廃しなかった品目についても、TPP協定発行から7年後に農産物輸出国と協議するという条項が入っており、今回は関税を残した各項目でもさらなる開放が迫られるということになります。

政府の発表は、全体として日本とアメリカは輸国であり、その他の国が輸入国であるという、こういう立場から説明を行っております。これでは、輸入自由化による大きな影響を受ける中山間地域の農家や農村は、交渉の過程で何も考えられていないと言えます。

政府は、万全な事業対策を行うと、こう言っておりますが、対策は最も影響が出る中山間地域ではなく、規模拡大と品質格差による輸出の拡大で、これまで以上に大規模化が可能な地域、農地に限定し、企業的農業の育成を重点とすることが対策の中心となっています。

この対策は、地域で頑張っている家族経営、兼業農家など生産に携わっている多様な担い手を排除する構造改革の推進にほかなりません。輸出拡大のための対策では、地域農業も地域の活性化も不可能です。必要なのは、多様な担い手の生産継続が可能になり、後継者や新規就農者が農業で暮らしが成り立つように、価格保証や所得保証を行うのが不可欠です。

そこで、町長にお尋ねをいたします。TPP大筋合意を受けて、最も大きな影響を受ける中山間地の町長としてのまず見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今回の大筋合意は、農林水産業に深刻な打撃を与えるという懸念があります。

また食糧自給率の低下や美しく活力ある農山漁村の構築の妨げになり兼ねないことから、全国町村会で採択されました、TPP協定に関する特別決議を尊重し、農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解を深めるとともに、各種施策を講じることで農林漁業者が希望を持って経営に取り組めるよう求めてまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、町長からありましたように、11月18日に、町村長大会が行われて、TPP協定の特別決議が行われております。今、申されましたように、農林水産振興対策は、地域の実情、過度に農林水産業の生産性を追求し、最も通じた地方自治体が多面的機能を十分発揮させつつ農山漁村の振興とのバランスを取りながら実施するものだと、こう

いうように、振興策を地域の働く場、コミュニティの形成の場を喪失をさせる、農山漁村人口の減少を招き、農山漁村の活力維持を阻害する恐れがあると、こういうように指摘をされております。

今もありましたように、その活力の維持を図るために全力を上げて取り組むということも決議の中にあるわけでございますけれども、この大筋合意のもと、京丹波町の農業振興対策、非常に大事になってきています。まさに、生き残りをかけて取り組むということになると思うのですが、ブランドとして定着をしている作物、小面積でも栽培する農家などへの支援をするということも必要だと考えますが、まずこの点について見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農業振興対策で、ブランドとして定着する作物等についてしっかり取り組みという話だったですね。全くそのとおりだと思います。

山田さんが言わはった輸出、アメリカも日本も輸出国というのは、農林水産物じゃないですね。東南アジアを含んで世界的に言うてもイタリア、フランス、スイスかな。フランス、そうですね。イギリス等も日本のほうが輸出超になっているし、アジアだと多分オーストラリアだけ。そういう意味の輸出超の国なんですね。

今度そういうことで、TPPの問題は農林水産物について打撃があるという認識をお互いに持つことは正しいというように思っています。今言ってもらったようなことは大事だというふうに思っています。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 大事ということでございますので、そういう小面積を栽培する農家への支援を進めていくということをぜひやっていただくということを申し上げておきたいと思っておりますし、合わせて町独自の特徴を打ち出すということが大事になってくると。

生産者も消費者も求める安全・安心な農産物を、京丹波町の農産物をつくっていく、農業振興の柱に据えていくと。その中心というのは、やはり京丹波町にたくさん生産されます堆肥、この完熟堆肥というものをしっかりして活用していくと。有機栽培を柱にして、京丹波町では取り組んでいくと、こういうように進めていくべきだと思うのですが、見解を伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 完熟堆肥等を活用した有機農法で生産された農作物は、安全・安心といった附加価値を高めることはできますが、慣行栽培と比較しますと、それ以上の労力を要

するとともに収穫量が減収となる可能性があります。それぞれの長所と短所が相反する関係にあると考えることから、今後も引き続きまして先ほども答弁していることを正確に言いますと、農業技術者会議等で検討してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ぜひそういう取り組みを強めていただきたい。といいますのは、やはりこういうTPP大筋合意を受けて、最終的に国会での批准がどうなるかわかりませんが、考えられるのは、どんどんそういう生産される地域での競争にもなるわけでございまして、京丹波町でどういう農産物をつくっていくかということになりますし、やはり、ほかの地域との違いをどう打ち出すかということが大事になってきるというふうに思います。京丹波町のような人口といいますか、農村人口からすれば、十分そういう取り組みもしていけるわけですし、付加価値をどうつけるかということにもっと力を入れるべきではないかと思うわけでございます。

あわせて、これまでから農産物に認証制度を導入して、安心・安全な農産物として地域の違いを出していくということを申し上げて、議会でもそういう答弁をされておるわけでございますけども、京丹波町は、食の宝庫ということで、食の祭典にも取り組んでおるわけでございます。安心・安全・おいしい農産物、京丹波町の大地からというそういうフレームをしっかりとって、よさを押し出していくということで、私はそういう意味から京丹波町ではこの有機の町なんだというそういう宣言をして、町内外にもアピールをして、この町のよさを農業の分野でも押し出していくということが必要だと思うんですが、その点についての見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ずっとこの話しとんですけど、認証制度もいいんですけど、つくってもらったらよいとは思ってます。丹波いうだけでごっつい得しとるちゅうてね、町村会の中でも南部の人とか、北部の人からうらやましがられてます。マツタケにかわるぐらい黒豆枝豆有名になりましたし、クリなんかもそのとおりで思とんですね。私がいう主食の米ですね、今年は青森県に土地改良団体連合会の全国大会あつて行ったんですが、青天のへきれきって認められたって、胸を張ってはるんですね。どことも胸張ってるところというのは、大規模農場のとこばっか。京丹波町こそ私は胸張らんなん思とんですね。それぞれのため池を持って、営々と農業を営んできたわけで、一番よい例でいうと琴滝の大池、あんなとこで水ためてね、43メートル落として、そして、ほ場をきちっと整備してそこで作物ができる。そういうストーリーを持った訴え方をぜひお米を売ってらっしゃる方にもぜひしてほしいなど

そんな大きいとこやったら、独自色って出せっこないんですよ。せっかくため池みんなつくって、大正11年から3年ぐらいにわたって、今の200トンためとる畑川ダムの貯水場の4.7倍、実に967トンぐらいのため池つくっているわけですよ。そういう歴史を、歴史に感謝するとしたら、そういうお米の提供の仕方になるんじゃないか、もちろん認証制度否定するもんでもないし、完熟堆肥をつかった農業を否定するもんでもないです。それぞれやっぱり自分のつくっている作物に自信を持って、誇りを持って、そして、小マークっていうんですね、京丹波の中で私ですという打ち出し方も何ぼでもできるんで、ぜひそうして頑張っていてもらいたいなど、この話のときはいつも思っていました。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 昨日も新聞に載っておりました今の黒豆の関係ですね、結局、今、町長言われるように、丹波というものを前面に押し出そうということで、結局、京都丹波ということで、京丹波町や、南丹、亀岡入れたそういうエリアで丹波というのを押し出そうとしとるわけで、その中で京丹波町としてのよさをどう生かすかということが私は非常に大事だと、量的にも、規模的にも南丹や亀岡が大きいわけでございますので、今、言われたように、独自性を出していくということ、私もそのように思うわけでございますけども、その中で町がどういうようにしっかり支えて、押し出していくかということが私は大事になっておるとこのように思うわけでございます。

京丹波町のこの創生戦略でも、基本理念として自給自足的環境社会、京丹波として森林・食・子育て力・地域力というのを上げて、いわゆる持ってる財産、この資源を最大限に生かそうということを言われておるわけで、そういう意味でいいますと、耕畜連携で環境、連携することにもなるわけですから、まさに創生戦略にも合致するものだともそういう意味で私は、有機の町宣言として京丹波町で生産されるものは、どこで買っていただいても、つくっても安心・安全だと、こういうものをしっかり押し出していくということが大事ではないかというふうに思います。

これからは、そういう町の特徴をどう押し出すかということが、ほかの周辺の町村でも出てくるんじゃないかと思っておりますので、その中で、京丹波町はどのように道筋をつけて取り組んでいくかということにはなると思っておりますので、そういう意味で私申し上げておるので、改めて町長の見解、再度伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ぜひ山田議員さんにその中心になって、旗振り役で頑張ってもらった

ら行政も全面的に応援できるなどそんな思いであります。これ前も言うてますけど。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そういうように、私のほうに返されましたので、ぜひそういう取り組みの場合には、逃げることなくしっかり受けとめていただいでやるというように、その点も私のほうからも申し上げておきたいと思ひますし、ぜひ、そういう方向で取り組んでいきたいと私も思っておるところでございます。あわせて、農業後継者と同時に、地域を担う新規就農者対策も非常に大事だと考えております。具体的な対策というのはどう考えておられるのか、伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農業の担い手は、過疎と高齢化に伴い減少しており、そのため、地域の共同活動や消防団活動など、集落機能を担う人材の不足が深刻化しております。地域住民が協働して課題解決に取り組む力を将来にわたって維持継続させることが困難になりつつあると考えております。

このような中、地域の担い手の確保は、都市からのU・I・Jターン者を含む集落内の若者の確保と、それらを受け入れる地域の受け入れ体制の整備が必要であります。条件整備にあつては、国、府の支援策と合わせて取り組んでいくことが重要であると考えております。

また、平成27年度の新規就農者につきましては、丹波地区1名、瑞穂地区1名であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 新規就農者というのは、農業だけではなくて、地域も担ってもらえるという部分もありますので、非常に大事だなと私も思っているわけですが、新規就農者の方から京丹波町は家を借りる場合に家賃が高いと、こういう声が出されておるわけですが、京丹波町では特に周辺部で高齢化が急速に進んでおるわけですが、新規就農者対策というのは本当に、特別に重要やと思ひます。そういう意味で、新規就農支援として実施をされております青年就農給付金事業と同じように、期限を設けて例えば家賃補助をする。また、水道下水道の加入分担金の軽減など、新規就農者の支援対策、取り組むべきではないかと思ひますが、そういうことで京丹波町に就農したいという思える条件整備、ぜひ取り組むべきと考えますが、改めて町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 家賃に限ってかもわかりませんが、高いというような報告を受けては

おりません。ただ、ずっと言うてもらっているとおり、若手が住宅やったら住宅の問題で苦勞をしているというのはあるんだと思うんで、パッケージで今度出します。綾部市を做ってせいということで指示して、かなり勉強してきてくれて、仮に国府のそういう助成制度がなかっても、台所きれいにするとかいうようなことも全部含めて、綾部市が山崎市長が非常によい金融の専門家ですから、向こうの場合は北都信用金庫と連携したらしいですけど、打ち出してはるんですね。そのことを做って、何もはずかしいことないんで、まねしたらよいということで、取り組んで、議会のほうに報告できる段階まで来てるかなというふうに思っています。今しばらくお待ちください。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ぜひいいことは取り組んでいくというそういう姿勢でやっていただきたいと思いますし、あわせてこれまでから申し上げておりますように、特に下水の加入分担金が非常に大きい負担になるわけなんで、そういう軽減策を考えるということもあわせて、ぜひ申し上げて実施をしていただきたいということも申し上げておきたいと思います。

第2点目に有害鳥獣対策についてお尋ねをいたします。

この問題は、私は毎回取り上げておるわけでございますけども、町長も有害鳥獣対策というのは農林業関係対策の最重要課題に位置づけられておまして、当然いろんな金網フェンスの設置、有害鳥獣の対象の拡大など、いろいろ取り組んでもらっておりますし、サル対策でも効果の高い防護柵の設置、地域ぐるみの追い払い活動、支援など実施をしとるわけでございますが、しかし、そういう取り組みの中でも獣害の被害は減るどころか増えているというこういう訴えもあります。獣害被害というのは毎年多額の費用を投入をしてきておるわけでございますけども、減らすというのは、やはりこれまでから言われておりますように、生息数を減らすということでございます。これを本当に強化をするということが求められておるわけでございますので、その点について当然、町長もそういう考えかと思っておりますけども、改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有害鳥獣対策事業ですけど、農林振興課において総合的に統括し、事業等進めているところでございます。

農林振興課は、被害に直結する農業及び林業の各施策、事業を実施していることから連携がとりやすく、農林振興課内に有害鳥獣の担当者がいる体制が望ましいと考えております。

おっしゃっているとおり、個体数を減らすということが喫緊の課題だという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私、これまでからそういう意味で全体を総合的に統括できる対策室を設けるべきだと、農林振興課の中でそういう部署を設けるべきだということも、申し上げてきた経過もあるし、町長も検討したいという答弁もされてきました。ぜひ、こういう時期に立って、28年度からそういう部署、農林振興課の中にそういう部署を設けて、全体を統括して、進めていくという考えはないのかどうかお尋ねしておきたいと。

体制をつくったから獣害がそれで減るということではありませんけども、まず、そういう体制を整えて、進めていくと、総合的にしっかり対応していくと、取り組んでいくということが、ぜひ必要だということだというふうに私は思っておりますし、もうそういう時期だという点で、改めて町長にそういう部署をしっかりと設けるという考えはないのかどうかお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっとさっきにもお答えしたようですけど、もう一度担当課から答弁させておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 先ほど町長の答弁にもございましたように、やはり今の現状、農林振興課の中では、農業係、農業の担当者、また林業の担当者が農林振興課の中で、業務を行っております、互いに林業関係、農業関係の業務の中で被害の状況なり、こうしたらええんではないかというような話もしながら、現在、有害鳥獣対策について進めておるところでございます。先ほどの答弁にありましたように、今、現状の体制が望ましいのではないかなというように思っておるところではございますけれども、また、28年度に向けましても、また新たな対策のほうにつきまして、現在、調整を行っておるところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 新たに課を設けるということではないので、内部の体制をしっかりと整えて、対応すべきだということを申し上げておるのですね。そういう部署をしっかりと設けるということは、ある意味町長の姿勢がそこに問われるというふうに思いますので、私はそういう専門の部署しっかりと置いて、そして対応していくということが必要だということも改めて申し上げておきたい。指摘をしておきたいと思います。

次に、有害駆除事業でございます。駆除対象であるこのイノシシのウリ坊、子どもですけども、この報奨金の対象外とするということを猟友会の自主的判断で行っているということ

が27年9月の議会で明らかにされたわけでございますけども、有害駆除員の方から、自分は猟友会から駆除員には任命されていないと、京丹波町長から任命をされていると、それがなぜ、一方的に猟友会から報奨金の対象外となっていることの通知をされるのかと、こういう訴えもありました。その点については、町長にもその文書もお渡ししたわけでございますけども、これは有害駆除事業の趣旨に反するのではないかと思うんですけども、見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろ説明してもらったとおりです。ただ、文書見せてもらって、それほど目くじら立てんなんほどのことでもないなというふうには思っています。

また質問があると思えますので、具体的にはお答えします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 国の法律も、保護から管理に転換をされて、これはまあ全国的に獣害の被害が拡大しているということで、法改正も行われたわけなんで、いわゆる猟師の中には、ウリ坊をおりで捕獲をすれば、狩猟の時期になって捕るイノシシがいなくなると、こう言われる方もあるというふうに聞くわけですが、狩猟を楽しむ立場からすれば当然な意見だと思うんですね。農家からすれば、ウリ坊、イノシシの子どもで駆除してもらえれば、当然被害が防げると思うのも当然でありますから、この有害鳥獣の捕獲者として町は許可をしているということですから、捕獲をすれば当然、頭数に見合った報奨金を支払うというのは当然だと思うのですが、その辺をしっかりと、町の責任において、実施すべきだと思うんですけども、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言うてもらったとおりで、イノシシの子どもについては、捕獲されても猟友会が辞退されるということがありました。ただ、ご指摘いただいたんで調整を行って、今後においては従来どおりになったということでもあります。とにかく自分らの中でちょっと混乱があつての話なんで、済みません。言葉は余り重く受けとめなかったということはそういう意味なんで、早速、これは指導になったと思えます。指導して、改まったということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 改めていただくということでございますので、当然、それはそんでよかったというふうに思うんですけども、やはり、この有害駆除事業に対する町と猟友会との関係、

委託をしとるわけでございますけども、猟友会の本来の目的は、狩猟を行うことだというように思うんですね。そういう人たちが集まって、猟友会というのを組織をされとんですが、猟友会の会員が秋から冬場にかけての狩猟期に鳥・イノシシを狩猟すると、それと有害駆除として鳥獣害を捕獲して生息数を減らすということは、結局思いと違いますか、反することだと思うんですね。猟友会に有害駆除事業の全てをこの委託をするということではなしに、行政が行うべきこと、猟友会に担ってもらうこと、立て分けて、任務を分担してこの有害駆除事業を実施をしていくということが本来のあるべき筋道ではないかと思うんですけども、町長の見解、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 言うてもらってるとおり、実際はことが進んでるというふうに私は思っています。猟友会の人に委託をして、それを間違いがないかどうか、写真機が何か知らんけども、今度提供するということに提案させてもらいましたけど、そういうふうにしてどちらかいうと、行政がしっかり管理監督するということで、お互いにそういうことが山田議員さんがおっしゃってるようなことになってるというふうに私は思って、現状、認めているわけです。先ほど言わはった狩猟と駆除、そんなに極端に分かれることない、仮にウリ坊の場合でもそのとき2万円もらった、結構よかったと思うんですね。あるいはそれが食べられたかどうかはさておき、そういう意味で山田さんが懸念してはるような狩猟を目的にしているということと、有害駆除とは別やっていうようなことでは、知ってはって言うたってんやけど、農林水産省はあるいは林野庁から、環境省も今度入って、そして一丸になって個体数を減らそうというふうに政策の転換がなされました。そういうことも大歓迎してるし、今、そういう意味でいうても、京丹波町でも猟友会がその任に当たったとしても、それほど矛盾してないというふうに私自身は思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 町長のそういう見解は見解として、今、私たちもいろいろそういう方に聞いておきますと、やはり、狩猟免許取得したと、これは有害駆除目的に私はしたんだという方もたくさんおられるわけです。それが、そういう先ほど改善をしたということでございますけども、ウリ坊などを捕獲しても対象にならんというようなこういうことやとか、そういうことが猟友会の中でいろいろ混乱を起こしておるという中で、そういうことでは気持ちよく獣害の事業に捕獲ができないということで、免許の更新をしないとか、そういう方も実際出てきておるわけです。これは、狩猟の免許の取得者を増やすということではなしに、

逆になってるわけでございますけども、そういう面をいいますと、やはり有害駆除事業というのは町がしっかり体制を持って、責任を持って実施するというのが私は一番基本だと思いますので、一定指導もされたということでございますけども、やはり、猟友会は猟友会の一つの組織でございますけども、やはり、猟友会の会員でないと有害駆除員にしないということではなしに、狩猟免許持っておられる方で、一定の経験を積めば、町が有害駆除員として任命すると、そういうようにまずすべきじゃないかというふうに思うんです。そういうことによって、狩猟免許をとったと、駆除のためにとったという方もたくさんいるわけでございますから、そうした人たちが本当に力を発揮してもらえるような、そういう町の役割と責任があるんだとこう思いますので、その辺の考え方改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまの質問でございますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたように、実質現在京丹波町の有害鳥獣の関係、また、狩猟免許の取得しておられる方の関係を見ましても、今、現在有害鳥獣対策を円滑に進めていくためには、やはり猟友会の皆さんの機動力が必要になってくるというように考えておるところでございます。また、猟友会のほうとしましても、狩猟者の確保というところで、京都府猟友会もですけども、研修会を実施して、狩猟者の確保に努めるとともに、また、本町の猟友会でも猟友会に入会しやすいような形のことも考えられておるところでございます。そうした中で、町においても有害鳥獣のこの対策については、円滑に進めていくというようなことから、猟友会との連携という部分が今、現状では重要であるというように考えておるところでございます。

また、これから何年か先等になってきて、狩猟者の確保ができないという場合になってきますと、また新たな方法も今後検討をしていかななくてはならないというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） これまでの見解と同じではございますけども、やはり、府下的にも、いろいろなそういう課題を持っておる町村もあるわけございまして、やはり、この有害駆除というのは、本当にいろいろな問題や課題を抱えている部分もあるわけございまして、本来の有害駆除というのがしっかりと役割を果たせるように、そして、これは事業主体といえますか、責任は町にあるわけございまして、町がしっかりと責任と主体性を持って実施をしていくと、ここに一番の基本があるということでございますので、そこを外すことなくしっかりと進めていくべきだと、そして、そういうものを統括できるように、しっかりとそうい

う担当者や部署を置いて、進めていくべきだという点も強く申し上げておきたいというように思います。

第3点目に、丹波地域開発についてお尋ねをしたいと思います。

丹波マーケスを運営する丹波地域開発へ6億700万円の公的資金を投入して経営支援を行いました。平成26年8月5日付で、総務省自治財政局長名で出されております第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定に基づいて、第三セクター等の経営健全化の推進等についての指針が出されております。これは以前の議会でも申し上げたわけですが、改めてそのことについてお尋ねをするものでございます。

第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定では、経営悪化した第三セクターについては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の趣旨を踏まえ、現在及び将来の経営状況の徹底した把握、適正な会計基準の適応が重要であるとしておるわけでございます。

町長は答弁で、これまでから指針に基づいて対応をしていくんだということも明言をされてるわけですが、そういう立場から以下の点について伺うものでございます。

第1点は、指針の第1の2に議会への説明と住民への情報公開という項がございます。地方公共団体は、議会住民に対して第三セクター等の財務書類や、将来負担額などを報告、公表することに加え、第三セクター等の経営指標、経営収支比率、流動化比率、自己資本比率、有利子負債比率等、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通しなどについて、わかりやすい説明を行い、理解を得ることが必要であると。そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し、公表することや、第三セクター等がみずから積極的な情報公開等に取り組むように指導することも有効であるとしております。資料の作成、公表、情報公開はできているというように考えておられるのか、まだであれば、指針に基づいて直ちに実施すべきと考えますが、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年の9月議会で常任委員会、全員協議会そして、本会議の中で多くの質問をいただいて、質問がないところまで時間をかけていただいて、可能な限りの資料を提示して、議員の皆さんに十分審議をいただいたという認識であります。

また、町長と語るつどいの中でもご質問いただいた際には、説明をさせていただきました。今後もそのような対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 9月議会や町長と語るつどいで説明もしたし、資料も出したとこういうことでございますけれど、これまで出されておる以上の資料は情報公開して、わかりやすい資料として出すということも言われておるんですが、そういうものに今まで出したものがないとおるとこういう理解でいいのかどうか、要求があれば当然それに基づいて資料は提出するということなのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 第三セクター等の経営健全化の推進等についての指針において、経営責任の明確化や適切な知見を有する人材の登用及び、組織のスリム化、効率化、民間のノウハウや、資金活用など徹底した効率化等についての方針が示されています。

今後におきましても、こうした指針に示された事項を踏まえ、必要な助言や指導など、適切な関与を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 今、私のお尋ね2点目をご答弁していただいたんですが、地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限、責任にふさわしい人材を広く求め、民間経営のノウハウを含めた適切な知見を有する人材を積極的に登用されるように努めることが必要だと、こうした指針で示されている指針に基づいて、人材を求められたのかあわせて伺っておきたいと思います。これが、経営責任の明確化と徹底した効率化の項の中でも指摘をされておりますので、あわせて伺っておきたいというように思います。

特に、その第三セクターの経営者というのは、第三セクターの経営が悪化した場合には、民事・刑事上の法的責任追及が行われる可能性があり得ることを十分に認識した上で、第三セクターの経営に当たることが必要だと、こういうように言っておるわけでございますから、当然そういう人材のいわゆる選定についてもこういった趣旨を踏まえて、当然やられておるといふふうに思うんですけども、改めてもう一度その点について伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 答弁したとおりでして、今、山田議員さんがご指摘なさったようなことを全て包括して今後、丹波地域開発が運営、経営されていくものというふうに承知してまいります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もちろん経営はされていくというふうに思うんですけども、いわゆるここで示されとんのは、地方公共団体、町がしっかりそういう指導したり、そういう第三セ

クターについての立場をしっかりと持ちなさいよと、地方公共団体から独立した事業主体としてみずからの責任で事業を遂行する法人だというようにきちっとこの指針でも述べておられるわけですから、そういうものに基づいて実施をされるということになると思うんですね。

さらに、地方公共団体の長、職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るか十分に検討を行うことが求められると。元職員を含めば3名が役員に選任をされてるわけでございますけども、今、言われましたけども、指針のこの趣旨を十分踏まえて、検討された結果でこの3名の元職員も含めてですけども、いわゆる町から送っておるといいますか、そういうことであろうと思うんですけども、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おっしゃってもらってるとおりです。もう一機関、大株主さんいらっしゃるし、その他多くの株主さんがいらっしゃるわけで、そういう人の同意を得て、現体制ができたということであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） これまでから言われておりますように、他の地域開発の大株主が京丹波町でございますので、その辺の意向も非常に反映されるというように思いますので、そういう立場でこの第三セクターについての指針というものを出されておるわけでございますから、そういう立場でしっかり取り組んでいくし、やらなきゃならんというように思うわけでございます。

第3点は、指針の第1の4に公的支援、財政支援の考え方の項がございます。

第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であると。その経営は原則として、当該第三セクター等の自助努力により行われるべきものであるが、公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要であると。このために地方公共団体と第三セクター等の間で公的支援の上限、期限、支援を打ち切る要件について取り決めをしておくことが必要だとしておりますが、第三セクターである丹波地域開発と京丹波町が、そういった取り決めはされているのかどうか。また、当然、こういう指針に基づいて行うべきと考えますが、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 後段は副町長が社長してますので、代表取締役ということで、述べてもらいたいと思うんですけど、今、言いはったようなことを文書化してるかどうかちょっと

わかりませんが、過去はそういう大株主さんと経営であったという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） いろいろとお尋ねがあります。私もこの経営に対して、知見を有してる人間かどうか、いろんな評価があろうかと思いますが、私なりに努力はしてるつもりでございますから、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、この、今の今後の運営方針でありますけれども、丹波マーケスっていうのは本当に住民の皆様方が待望されてできた施設、そういった精神が今、脈々と流れているということでございます。それには、一番当初に梅原議員からもご質問ありましたこの高速道路を通ったときのこの影響であります、町長のほうから売上については10%対前年度減ってるということでございます。これは想定範囲の以上のいい、要は、マイナスではありますけれども、想定範囲以上の範囲におさまってることで、まずまずのことだろうと思っております。これは、分析いたしますと、確かに来場者数は減っておりますけれども、それだけ地域の人々の支えによって売上がこれにとどまっているんだというこゝ証左でもあろうと私は思っており、ますますこの地域になくってはならない施設であるということで、ニーズは高まっていると心を強く思っております。それにつきまして、一層地域の皆様方に愛されるような施設運営を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 公的支援の考え方であわせてお尋ねしたのは、いわゆる地方公共団体と第三セクターとの間で、公的支援の上限や期限、支援打ち切る要件、取り決めをしていくことが必要やということになっておるんですけども、そういうものをしっかり行っておるかということと、行ふべきじゃないかということをおし上げたんで、その回答はありませんでしたので、改めて伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう今までいうて運用面でそういうふうになっとったんですが、文書できちとした契約があったほうがこれからはよいと思います。そういうことで、きちっと整備できてなかったと思います。ただ、全て議会でお諮りして承認を得て実行するというので、多分そういう文書がなかったんかなというふうに思いました。以下は、これからはあったほうがよいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 全国的にこの第三セクターの破綻という問題が起きて、改めて総務省がそういう指導しとるわけなんで、それに基づいてしっかり進めていくということだと思いますので、今、町長言われたように、しっかり取り決めをしておくということを申し上げておきたいと思います。

先ほど、運営方針について副町長のほうからもあったわけでございますけども、地方公共団体は、第三セクターのこの健全な経営が維持されるように、経営状況を把握し、適切な関与を行うことが必要だということに言っておるわけでございます。平成25年度末で返済残高が6億700万円というのを、町民の貯金である基金を取り崩して公的支援をしたわけでございますから、非常にそういう面では責任もあるわけでございますけども、もともと丹波地域開発というのは、店舗を貸してテナント料で運営している会社ということですから、店舗の売上げが落ちてテナントの業者が撤退をしたら収入が減って、経営悪化に陥るということは当然だと思うんですね。そういう意味で丹波地域開発の運営方針、しっかり持つということが必要でございます。町長は、指針に基づいて対応するということを言われておるわけでございますから、当然、この経営方針、運営方針を町としてしっかり持って指導していくということになると思いますが、必要だということには私は当然だと思うんですけども、その点、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） また、話がもとにやや戻るとんかなと思うんですけど、6億700万円財政からその丹波地域開発の会計に行きました。そもそもは8億5,000万円ぐらい先に会社から今の京丹波町財政に金が入ってるわけですね、そもそも12億3,800万円お金が京都府から貸してもらえるちゅうのは、さっき山田議員がおっしゃってるとおり、2億円ぐらいしか収入のない会社なんですよ。そういう会社に対して12億3,800万円お金が貸されるちゅうことについて、その当時の民間側の人間の一人として、普通やったらあり得へんのですよ。それが貸されてる。あるいは、公益性のこともるおっしゃったけれど、そんなに公益がなんやって3億円出資するとかいうのもおかしいし、国からも3億円出資するっていうのもまことに奇妙やし、そういう機関が多分公認会計士等を入れて、そして奇手が決まったわけですよ。資産がこれだけある。そやからこれだけ貸しても大丈夫やとかいうことで、その結果、十何年か暮れて、地価が下がって簿価と全然違うということがわかってきたわけですね、そうすると、行政側の役員さんは次、就任役についてもらえないとか、というような問題が起きて、いわゆる小さな株主さんが役員に就任せざるを得んというようなことが長く続いたということだと私は大まかそういうふうに思とんのですね。町長と語るつどい

でも質問出たんですよ。仮に1万5,000人の町民やとしたら、寺尾さん6億700万円ゆうたら、約3万8,000円ぐらい。3万9,000円ぐらい負担したことになるんやというて質問ありました。それを、8億5,000万円それじゃあ先に会社から地方財政に歳入があったわけですから、それを割り算すると、大体5万5,000円ぐらい、平成9年から11年かけて、京丹波町民は受けとってることになるんですね。そやからそういうことがなかったら私こんな提案を歴代、行政ずっと継続した人の中で、創業に携わった一人として、提案することなかったと思うんですね。その辺は、当時はよかれと思ってみんなが判断されて、当時は丹波町議会ですよ。そやけど継続しとったちゅうことで、京丹波町議会も賛成されたし、京都府も非常に普通で言うたら、そんなお金貸せる会社違いますもん。2億円しか収入ないのに何で12億3,800万円も金貸すんですか。国だって、今の京丹波町がやってるさかいにいうて出資しはったと思うんです。それぞれ協力をして、私から言うたら、京丹波町民としてですよ、町長違ても国も京都府も協力してくれはったと、その結果が責任をとれっていうて言うはる人もあるわけですけどね。ちょっと余りにもそれは虫がよすぎるんやないかというふうに思うわけですね。その根拠は何やいうたら、平成9年から11年にかけて、一人頭5万円なら5万円受け取ってる立場です。そして、今度、うまくいかなんださかいに3万8,000円これを返したというお金の流れで言うたらそういうことじゃないかというふうに思ってます。

今、いろいろご指摘いただいたことは、今までそういうある種なれ合いではないと思うんやけど、お互いを信じて、そういう文書についても交わしてないと。それと、山田さんだけやないかもわからんけど、経営破綻、経営破綻ってこういう言葉が出ますけど、経営破綻には当たらんと思いますよ。だって、今の株でもその5万円券が3万円以上価値があるわけですからね、そして、債務超過でも何でもない会社、あるいは、営業面で損失が出とんでも何でもない会社、ごく普通の私は処理ではないかと。経営破綻してやったらそりゃもう大変なことね、こんなことでは多分歴代の責任者、経営責任者はそら許されへんと思うんですけど、幸いなことに、そういう面では丹波地域開発についてはないということだけ一応お答えしときます。また、聞いてもらったら結構です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 余り時間がないので、私が申し上げたのは、指針で地方公共団体として一貫性のあるこういう第三セクターへの指針をちゃんと持つように求めておるわけです。そういう意味からいうと、いわゆる公的支援をした丹波地域開発について、しっかり地方公共団体として、その運営方針について一貫性のある方針を持つということを指針では求めて

おるわけですから、そういうものをしっかり持つべきだし、持たなければならんのではないかということをお願いとるんで、当然必要性というのは感じておられると思いますけども、その点について、見解を改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） よいこと聞いてくれちゃった。結局平成4年に会社設立して、9年にオープンして、事業が始まってますね、その当時はそんな指針なかったんですよ。最近、全国で三セクが破綻して、そういう指針が示されたんで、過去はなかったって正直に言うてるでしょ。これからは、そういう契約を、文書交換をしておく必要があるというふうに先にもお答えしていたということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） もちろんそういう文書等の契約と、経営方針もつくるということをお願いしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） これで、山田均君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、22日に再開しますので定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時13分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 坂本美智代

〃 署名議員 東まさ子